

資料5-2

平成26年12月定例会（事前）
過疎・少子高齢化対策特別委員会（県民環境部）

徳島県ひとり親家庭等 自立促進計画 （素案）

徳島県

<目 次>

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画策定の進め方	2
4	計画の期間	2
5	計画の評価	2
第2章	ひとり親家庭等の現状と課題	3
1	ひとり親家庭等の状況	3
2	ひとり親家庭等実態調査について	4
3	ひとり親家庭等を取り巻く課題	25
第3章	施策の方向性と基本目標	27
1	基本理念	27
2	基本目標	27
第4章	具体的方策	28
1	相談支援体制の充実	28
2	就業・自立支援の充実	30
3	子どもへの支援の推進	32
4	子育て・生活支援の充実	33
5	経済的支援の充実	35
※	数値目標一覧	37
※	徳島県ひとり親家庭等自立促進計画における施策に関する評価	38
資料編		
1	徳島県ひとり親家庭等実態調査結果	40
2	徳島県ひとり親家庭等実態調査実施要綱	61
3	徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱	78

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、家族形態が多様化し、未婚、晩婚化が進み、急速な少子化による人口減少が大きな社会問題となるなか、次代を担う子どもの健やかな成長は、社会全体の大きな責務となってきています。

ひとり親家庭は、仕事と子育てを一人で担っていることから、仕事と子育ての両立や経済的な問題など様々な悩みを抱えており、就労、育児支援から生活全般にわたる総合的な支援を必要としています。

しかし、国がまとめた国民生活基礎調査の結果では、平成24年の相対的貧困率が16.1%、子どもの貧困率は16.3%と、いずれも過去最悪を更新し、なかでも、ひとり親世帯の貧困率は54.6%と非常に厳しい状況となっています。「アベノミクス」効果によって景気が緩やかに回復しつつありますが、地方においては未だその実感が十分とは言えず、経済の先行きはまだまだ不透明な状況にあり、ひとり親家庭や寡婦を取り巻く環境も依然として厳しい状況が続いています。

こうしたなか、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、貧困の連鎖を防止するため、教育や生活、就労、経済面など各般にわたり子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

さらに、母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法が改正され、平成26年10月から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改称、父子福祉資金制度の創設をはじめ父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しなど、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう、ひとり親家庭への支援施策を強化することとされています。

県では、平成17年3月に「徳島県母子家庭等自立促進計画」を策定し、計画期間終了後は、平成22年3月に改定した「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、国や市町村、関係機関等と緊密に連携しながら、ひとり親家庭や寡婦の自立促進に向けた総合的な施策を積極的に展開して参りました。

このたび、計画期間の終期を迎えることから、ひとり親家庭等の実態調査を実施するとともに、現計画に定めた施策についての検証を行い、それらの結果を踏まえ計画を改定することといたしました。

新計画においては、「ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが将来に希望を持って健やかに成長できる環境づくり」を基本理念とし、ひとり親家庭等のさらなる自立の促進と、子どもの養育環境の向上に向けた総合的な施策の推進に取り組んで参ります。

2 計画の位置づけ

「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「計画」という。）は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定した、同法第12条に定める「自立促進計画」です。

この計画の推進にあたっては、「徳島はぐくみプラン」及び「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」との連携を図ります。

3 計画策定の進め方

計画改定にあたっては、県内の実態を把握するため、関係機関の協力を得て、母子家庭の母等にアンケート調査を実施し、現状を把握することとしました。

また、計画の効果的・効率的な実施を図るため、母子・父子福祉団体等の関係者からなる「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」を設置し、委員の意見を十分踏まえるとともに、県民の皆様からの意見を募集することとしました。

4 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

5 計画の評価

計画期間の満了前に、アンケート調査や関係者の意見を聴取することにより、計画に定めた施策についての評価を行います。

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による、母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とし、使用する用語の定義は次のとおりとします。

母子家庭	現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子とその児童の家庭
父子家庭	現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子とその児童の家庭
寡婦	配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦

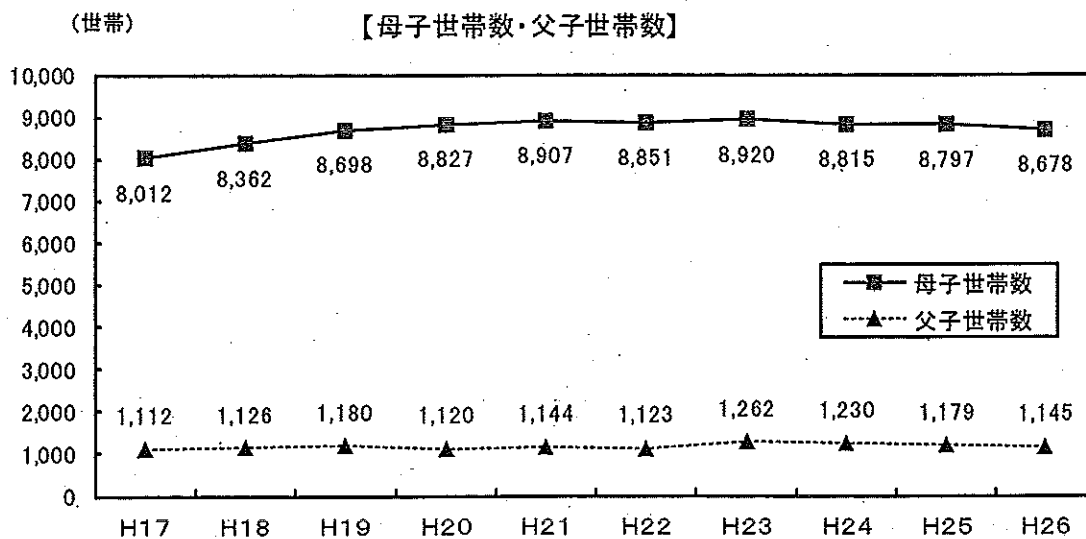
第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

1. ひとり親家庭等の状況

(1) 母子世帯数・父子世帯数の推移

母子世帯数は平成23年度をピークに減少傾向にあり、平成26年度は平成21年度から2.6%減少し、8,678世帯となっています。

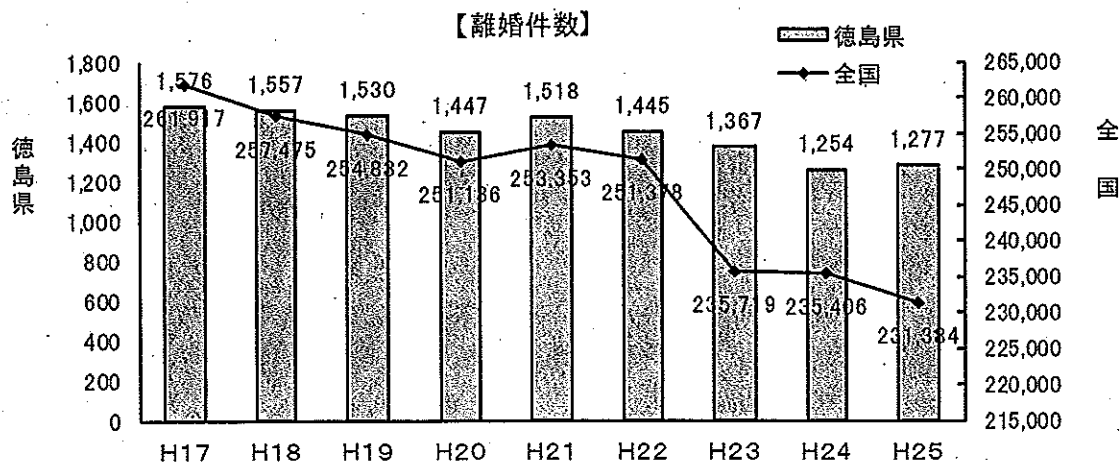
父子世帯数は、平成23年度は増加したものの、概ね1,100世帯台で推移しています。



※県こども未来・青少年課調べ

(2) 離婚件数等の推移

ひとり親になった要因として、離婚によるものが約9割を占めています。離婚件数は全国、本県ともに減少傾向にあります。



※厚生労働省人口動態統計より

2. ひとり親家庭等実態調査について

(1) 世帯の状況

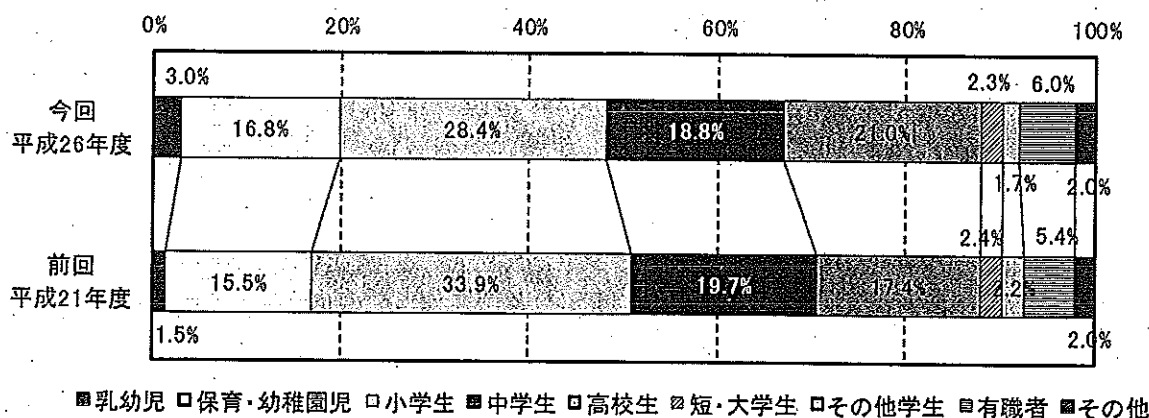
①ひとり親の年齢

ひとり親の年齢は、30歳代と40歳代が多く、母子家庭の母の平均年齢は38.1歳で、父子家庭の父の平均年齢は41.6歳、寡婦の平均年齢は63.6歳となっています。

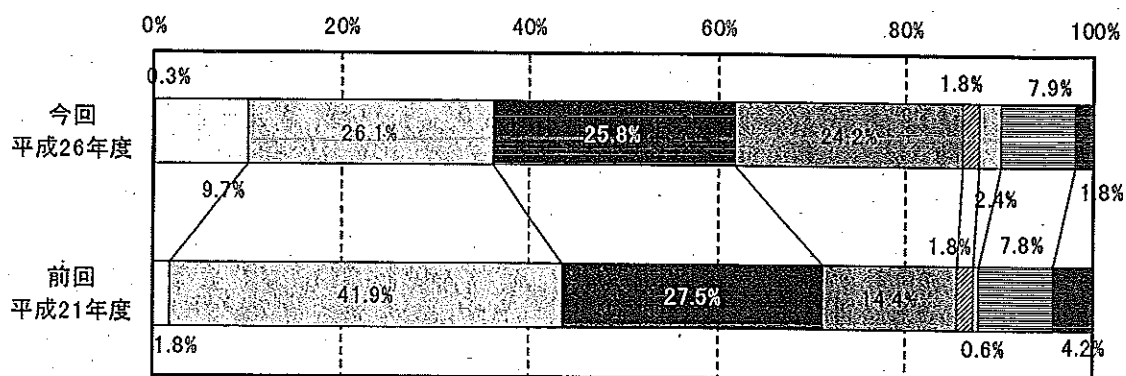
②子どもの状況

母子家庭、父子家庭とも子どもは「小学生」が最も多く、人数は「1人」又は「2人」が約9割を占めています。乳幼児や未就学児など低年齢の子どもを育てている割合は、母子家庭が父子家庭より高くなっていますが、前回調査と比較すると、父子家庭の未就学児以下の子どもを持つ割合は増加しています。

【子どもの状況(母子家庭)】



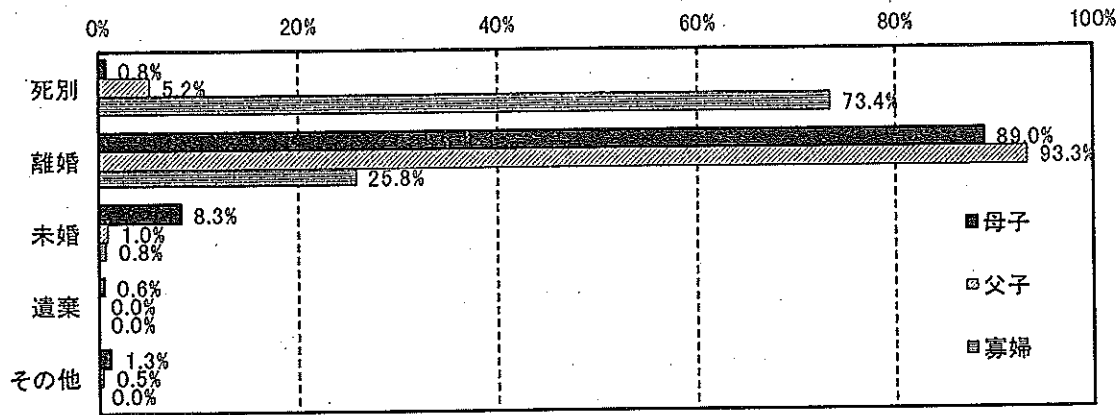
【子どもの状況(父子家庭)】



③ひとり親世帯になった原因

ひとり親世帯になった原因は、母子家庭でも父子家庭でも「離婚」が約9割を占めています。寡婦では「死別」が7割を超え、「離婚」は次に多くなっています。

【ひとり親世帯になった原因】

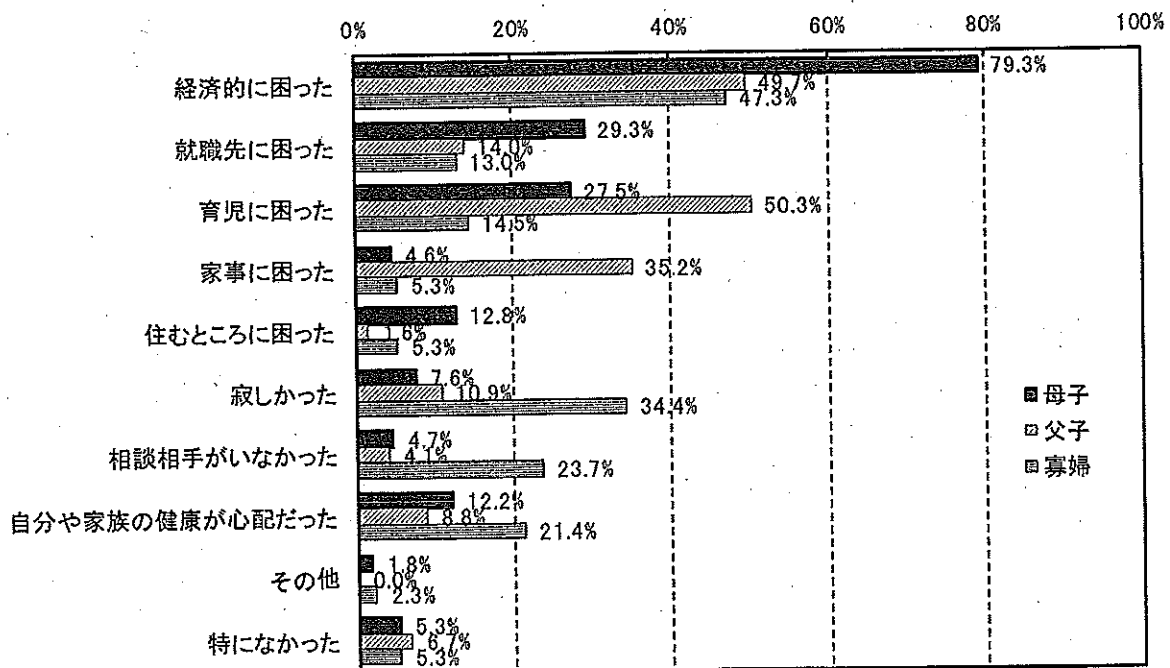


④ひとり世帯親になって困ったこと

ひとり親世帯になって困ったことについて、母子家庭の母、寡婦は、「経済的に困った」との回答が最も多く、次に、母子家庭の母では「就職」が多く、死別の割合が高い寡婦では「精神的な寂しさ」となっています。

父子家庭の父では「経済的に困った」「育児」が共に多くなっています。

【ひとり親世帯になって困ったこと(複数回答)】

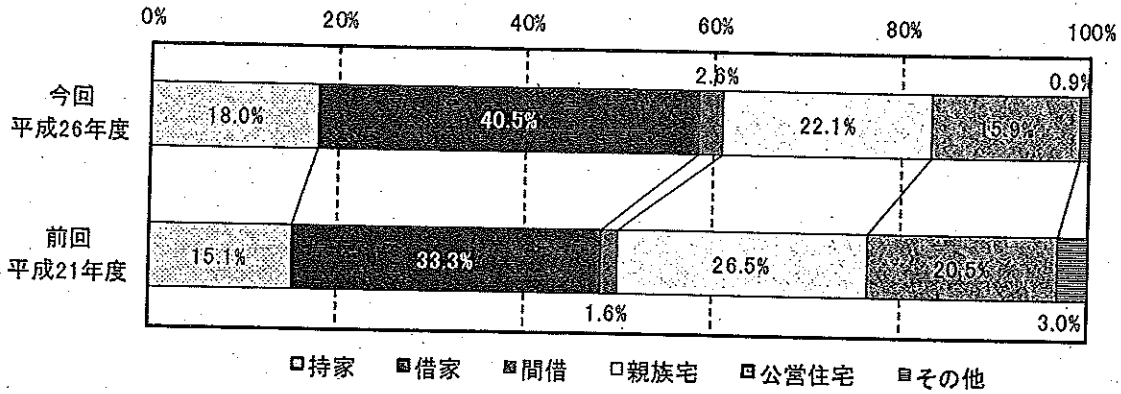


(2) 住居の状況

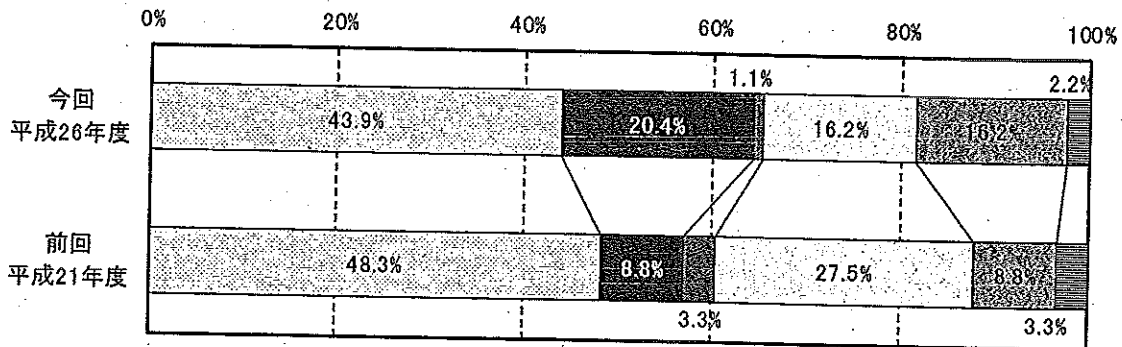
現在の母子家庭の住居形態は、「借家」が最も多く、次いで「親族宅」、「持家」の順となっています。前回調査に比べると「親族宅」と「公営住宅」が減少し、「持家」、「借家」の割合が増えています。

父子家庭では「持家」や「親族宅」が減少し、「借家」と「公営住宅」が増加しています。寡婦は「持家」が増加し、8割を超えています。

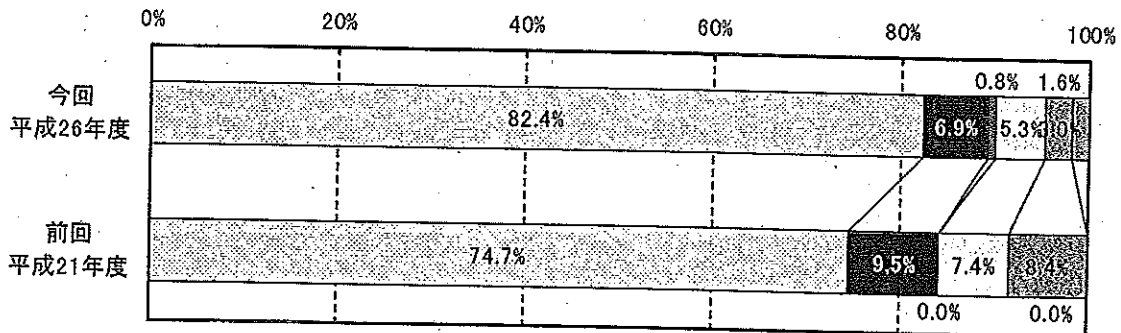
【母子家庭】



【父子家庭】



【寡婦】



(3) 就労の状況

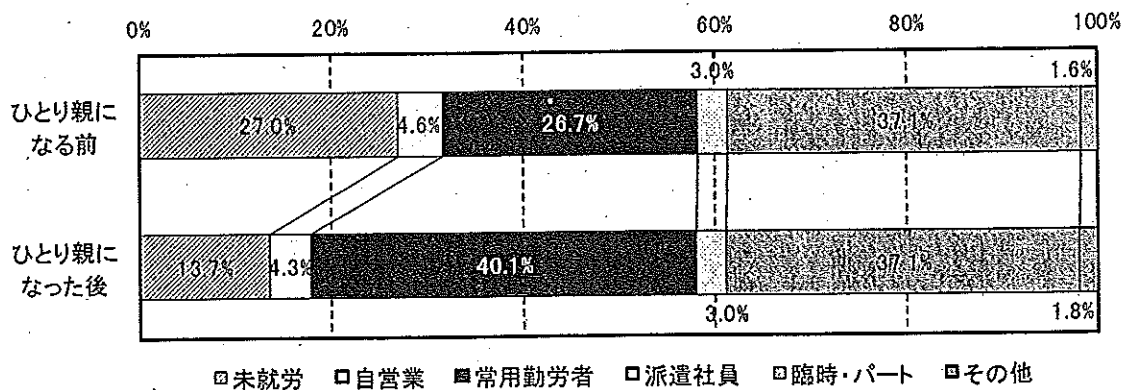
①ひとり親になる前の仕事と現在の仕事

母子家庭の母は、ひとり親になってから、「未就労」の割合が半減し、「常用勤労者」の割合は約1.5倍に増加しています。家計を支えるため、約半数は何らかの仕事に就いたこととなります。これは前回調査においてもほぼ同様の結果でした。

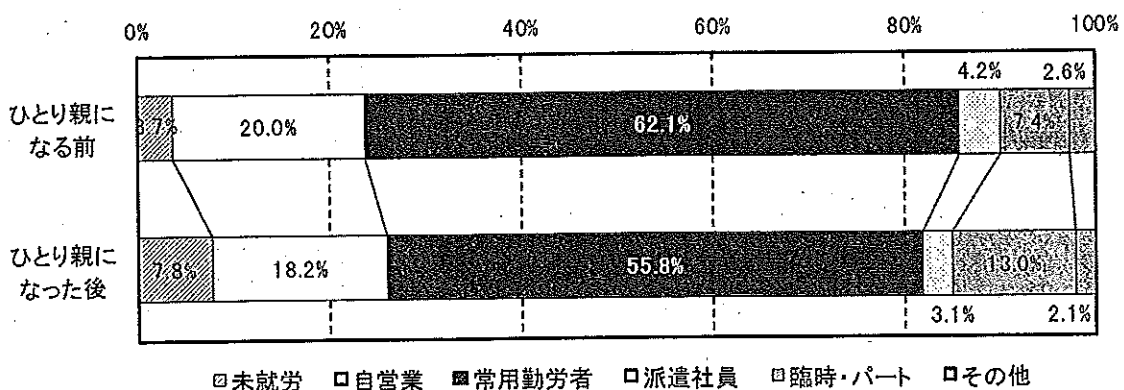
父子家庭の父は、ひとり親になる前からほとんどが「常用勤労者」、「自営業者」となっていますが、ひとり親になってから「臨時・パート」になった方の割合が増加しています。

寡婦については、前回調査でも同様の傾向がありましたが、ひとり親になってから「未就労」になった方が増加しています。

【母子家庭(平成26年度調査)】



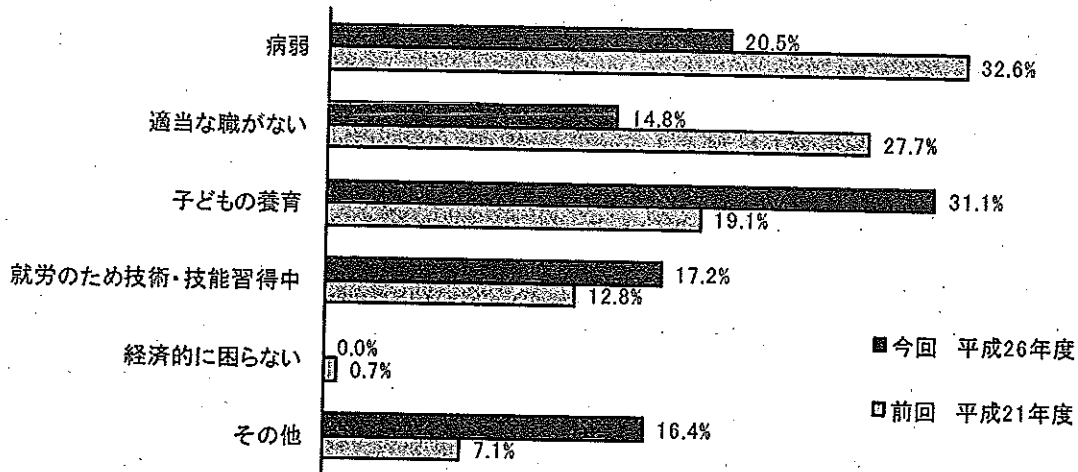
【父子家庭(平成26年度調査)】



②現在、未就労の理由

現在、未就労の理由について、母子家庭の母は「子どもの養育」が31.1%で最も多く、父子家庭の父は「病弱」が33.3%で最も多くなっています。前回調査に比べ、母子家庭の母は、「子どもの養育」と「病弱」が逆転しています。

【未就労の理由(母子家庭)】



③求職方法・就きたい仕事

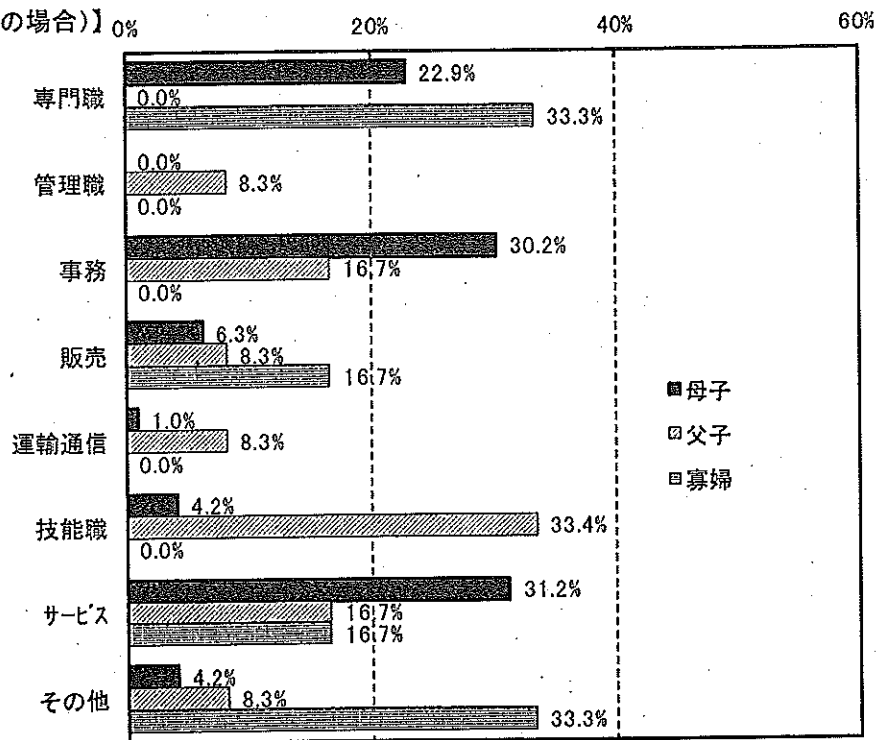
母子家庭の母も父子家庭の父も、6割を超える方が「ハローワーク」を活用して探そうと考えています。

現在仕事を探したり、仕事を持ちたいと考えている母子家庭の母は、「サービス業」に就きたいと考えている方が最も多く、次いで「看護師などの専門的職業」、「事務の仕事」となっています。

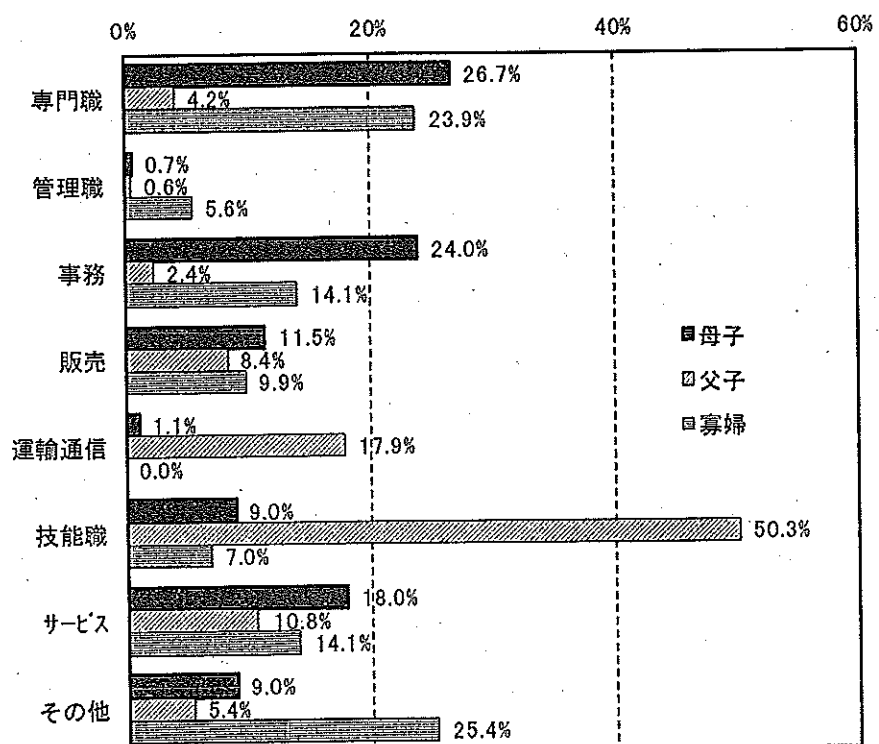
父子家庭の父は、製造加工や建設など「技能的職業」に就きたい方が最も多く、次いで「サービス業」、「事務の仕事」となっています。

現在仕事に就いている方は、母子家庭の母では「専門的職業」や「事務の仕事」がそれぞれ26.7%、24%と多くなっており、父子家庭の父は「技能的職業」が50.3%を占めています。求職方法としては、母子家庭の母は「ハローワーク」を活用した方が最も多くなっていますが、父子家庭の父は「友人・知人の紹介」が最も多くなっています。

【希望する職種(未就労の場合)】



【現在の職種(就労者)】

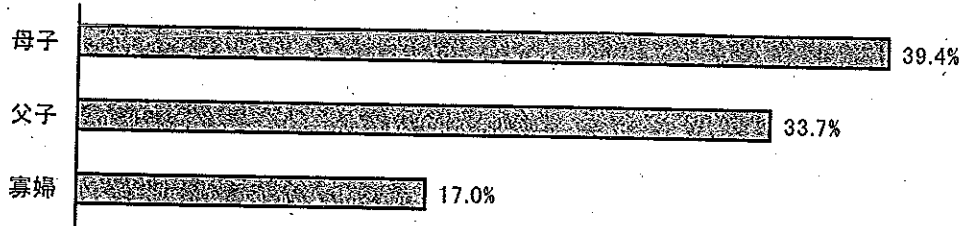


④ 転職

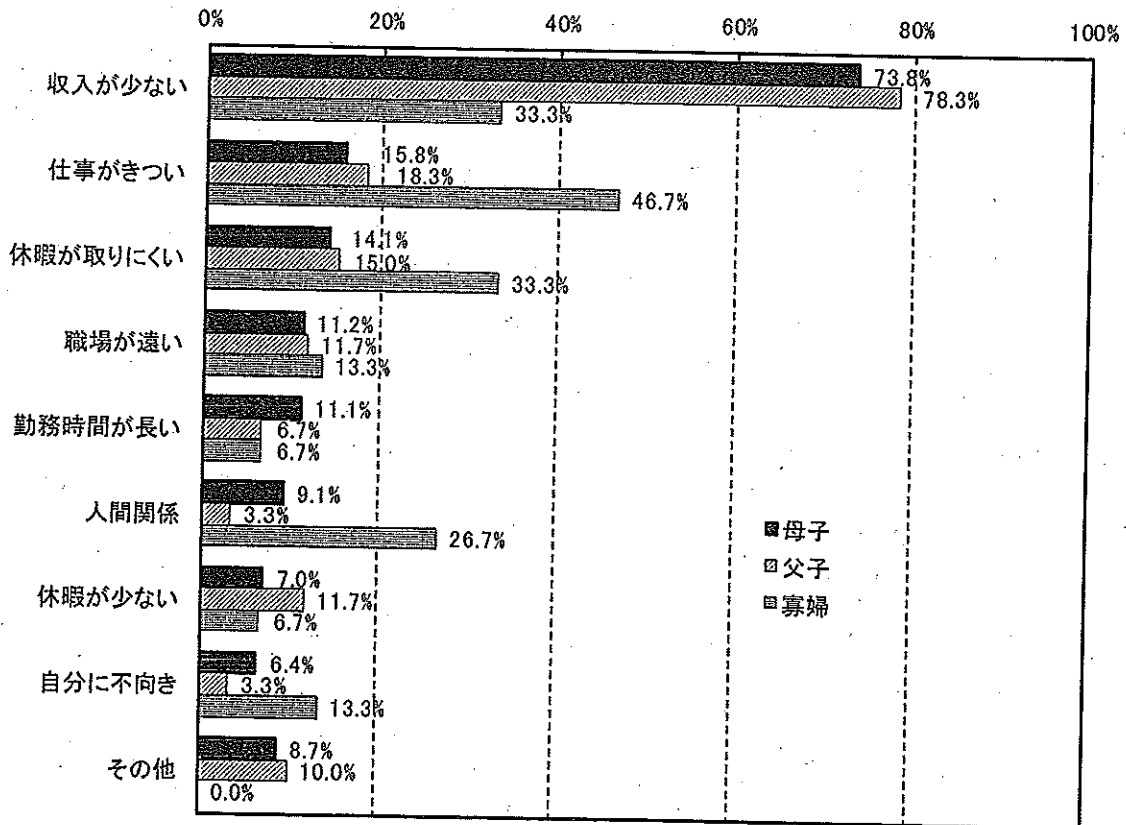
母子家庭の母も父子家庭の父も3割以上の方が転職を望んでおり、その理由としては「収入が少ない」ことが約半数を占め、最も多くなっていますが、その割合は前回調査より減少しています。

寡婦の転職希望は17%と前回調査より減少しており、その理由としては「仕事がきつい」ことを挙げています。

【転職希望あり】



【転職を希望する理由(複数回答)】

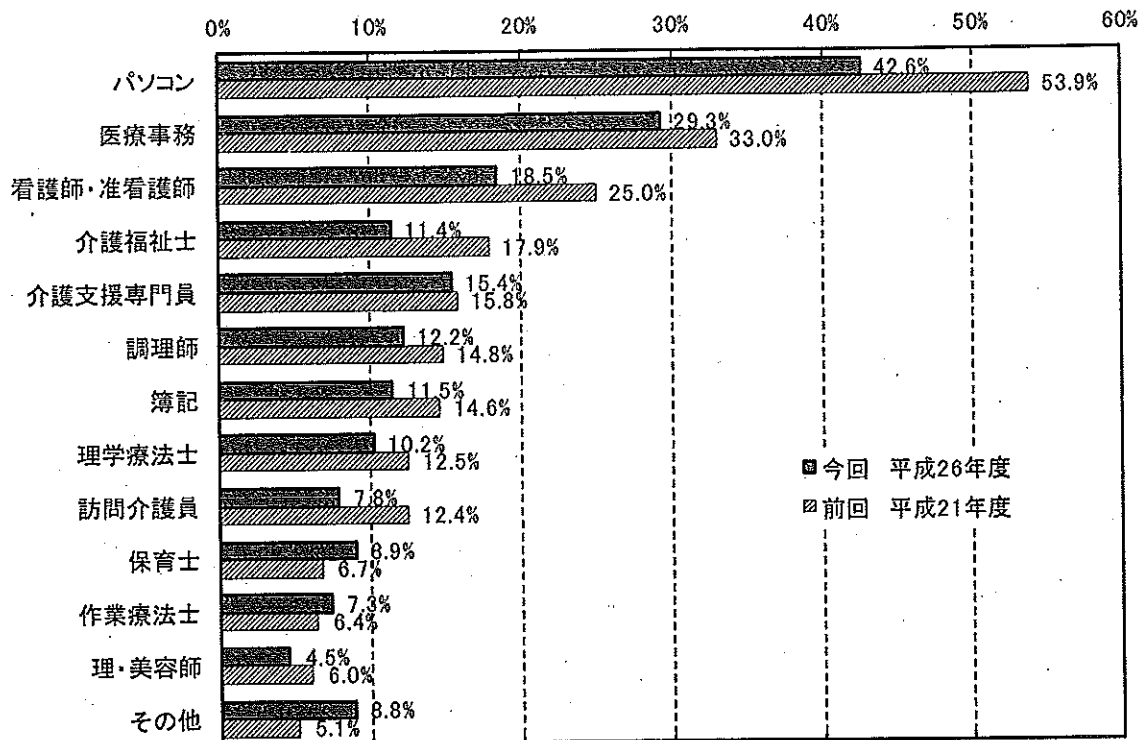


⑤資格取得

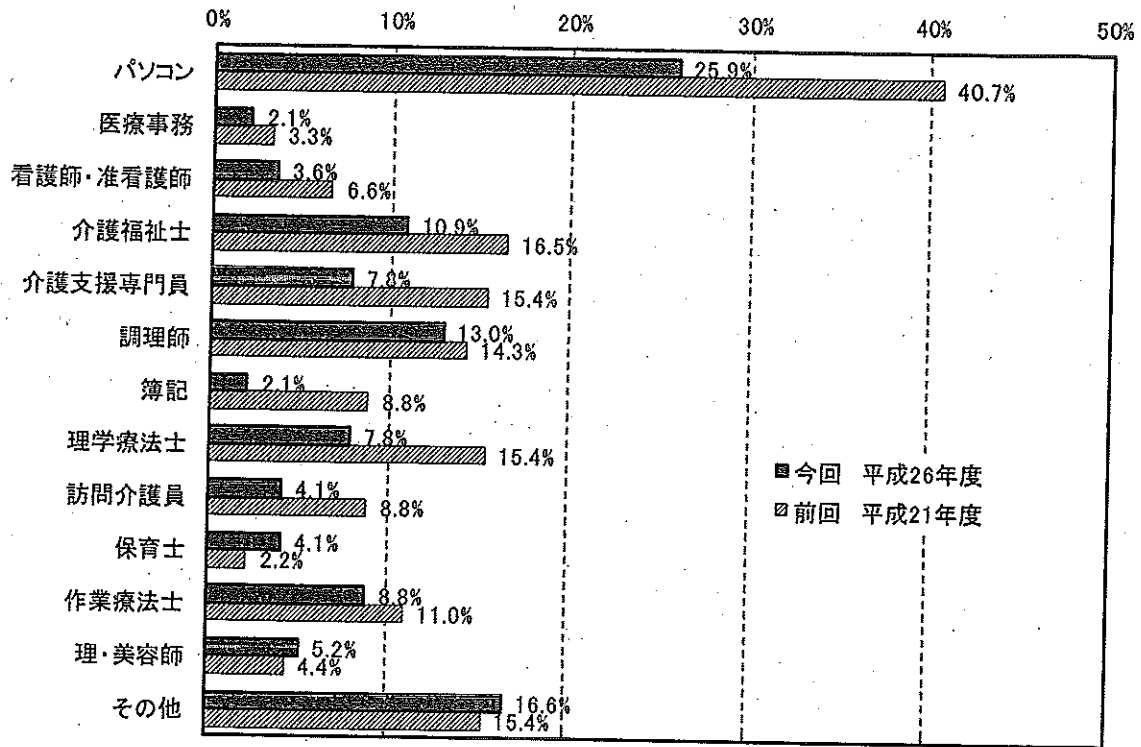
母子家庭の母で92.2%、父子家庭の父で89.8%、寡婦で96.3%が就職や転職には資格が必要と回答しており、前回調査と同様に高い割合となっています。

なお、取得したい資格や技術について、母子家庭の母では「パソコン」が42.6%と最も多く、以下「医療事務」、「看護師・准看護師」、「介護支援専門員」、「調理師」の順になっています。しかし、「経済的に余裕がない」、「時間がない」等の理由から資格取得が難しいと回答しています。「パソコン」については、父子家庭の父や寡婦においても20%を超え、第1位となっています。

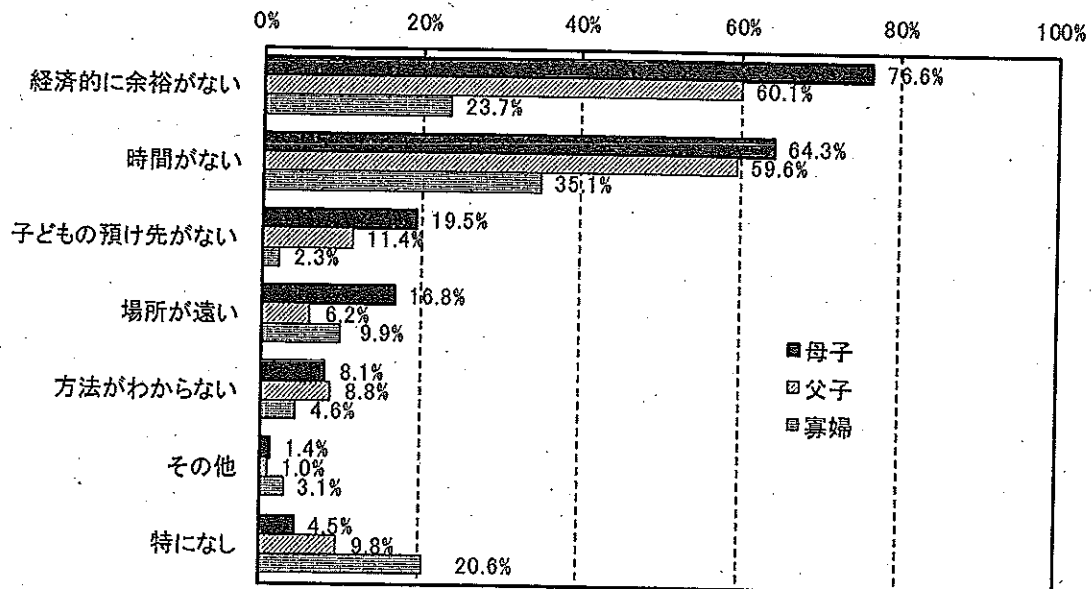
【取得したい資格(母子家庭の母:複数回答)】



【取得したい資格(父子家庭の父:複数回答)】



【資格取得を困難にするもの(複数回答)】



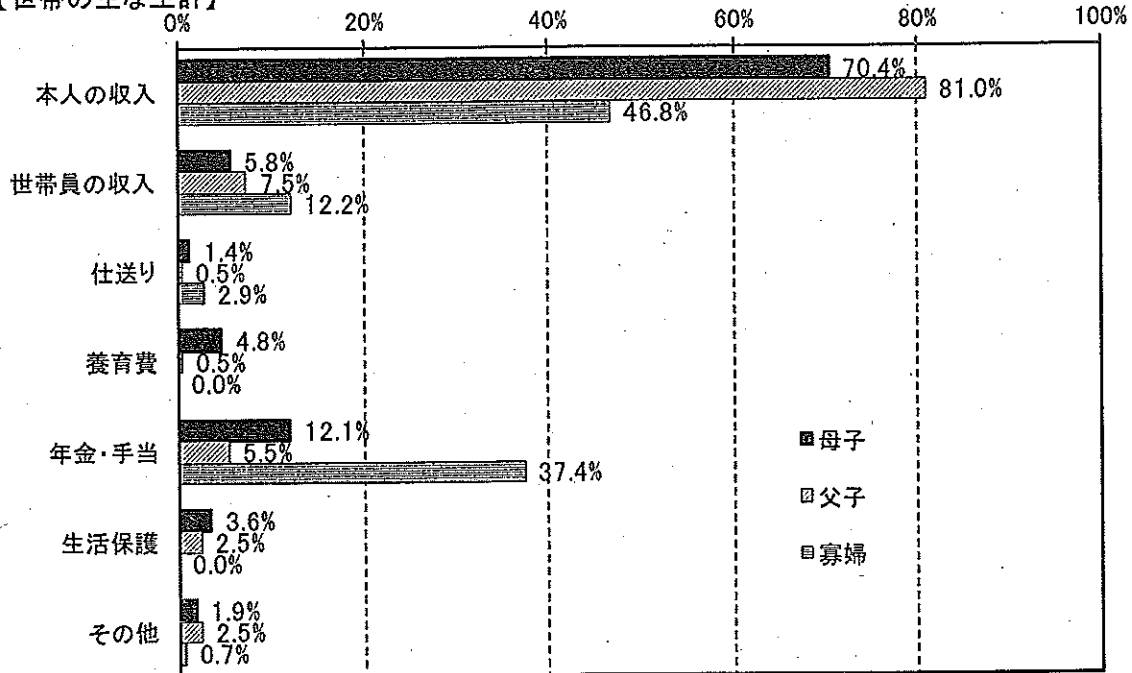
(4) 収入・生活状況

①収入

世帯の主な生計については、母子家庭では、「本人の収入」が70.4%、父子家庭では81.0%を占めています。母子家庭で、主な生計が「養育費」と答えた割合は前回調査より増えています、4.8%に過ぎない状況です。

寡婦では、「本人の収入」と答えた割合が46.8%で最も多くなっていますが、「年金・手当」と回答した割合も37.4%となっています。

【世帯の主な生計】



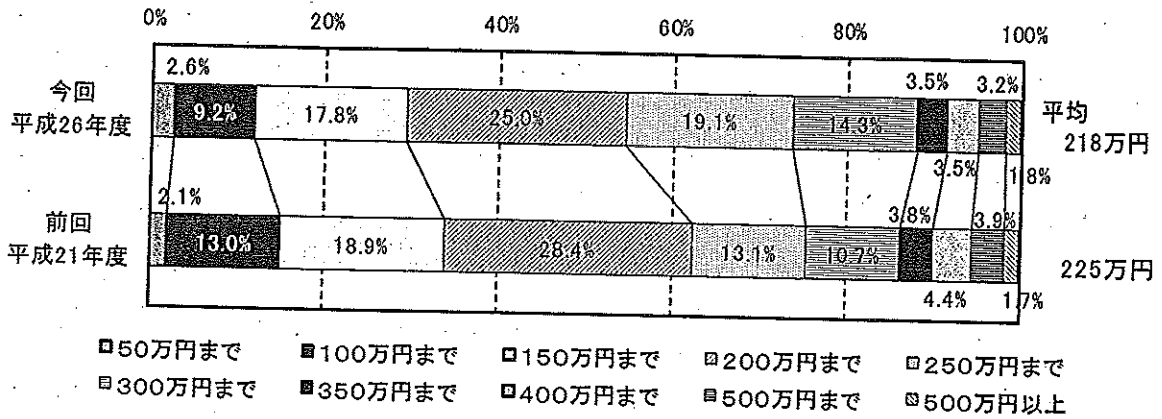
母子世帯の収入は、「101万円から250万円まで」が62.0%を占めており、平均年収は218万円で、前回調査に比べて7万円少なくなっています。

父子世帯は「151万円から300万円まで」が55.6%を占めており、出現率で見ると、母子より50万円多いところで高い率が出ていることとなります。また、平均年収は母子に比べて44万円多く、262万円となっていますが前回調査と比べると66万円少なくなっています。

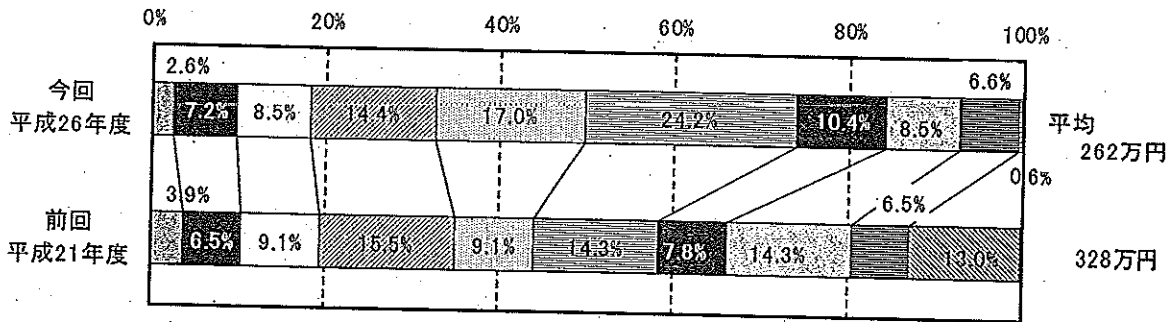
寡婦は、「151万円から200万円まで」が21.1%で最も多く、平均年収額は前回調査を7万円下回るものの、母子世帯より57万円多い275万円となっています。

なお、平成24年の所得を調査した「平成25年国民生活基礎調査」では、全世界帯の1世帯当たり平均所得金額は537.2万円となっています。

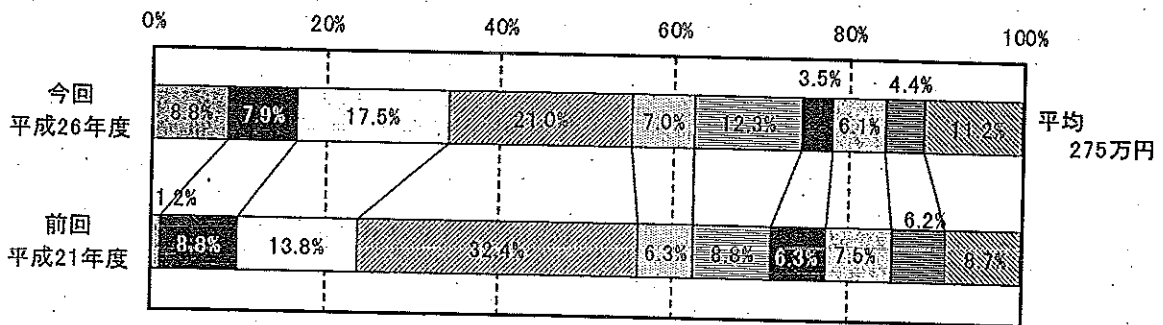
【世帯の年間収入(母子世帯)】



【世帯の年間収入(父子世帯)】



【世帯の年間収入(寡婦世帯)】

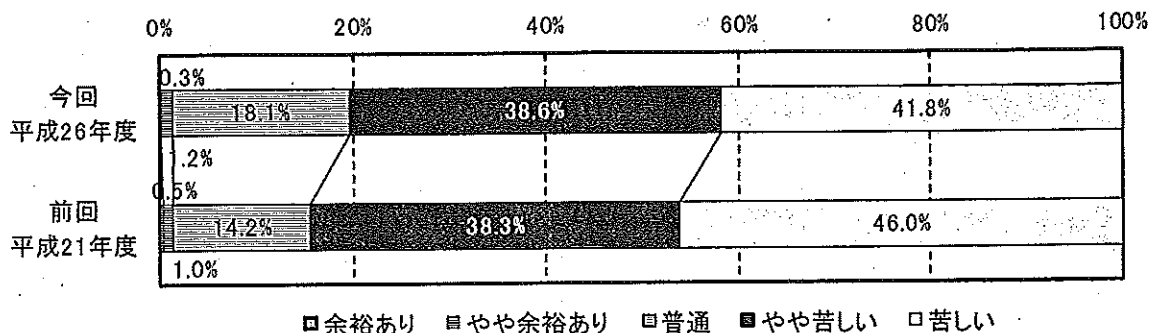


②生活状況

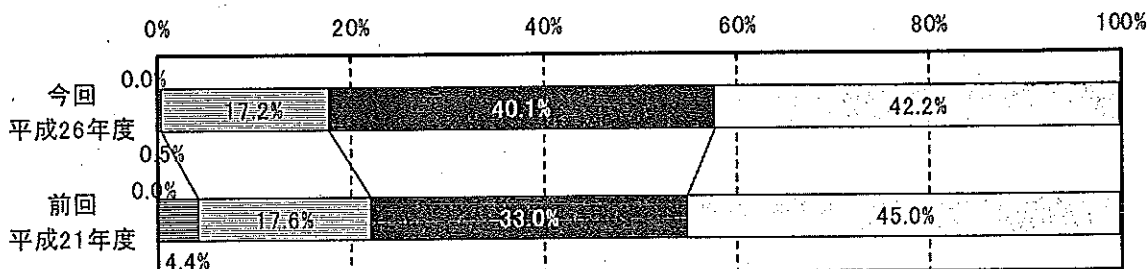
「生活が苦しい」、「やや苦しい」と感じている母子家庭は80.4%で前回調査より減少しており、父子家庭では82.3%で、前回調査より増加しています。

寡婦では、「普通」という回答が47.2%を占めており、前回調査に比べ「苦しい」が16.9ポイント減少し、「やや苦しい」は0.7ポイント増加しています。

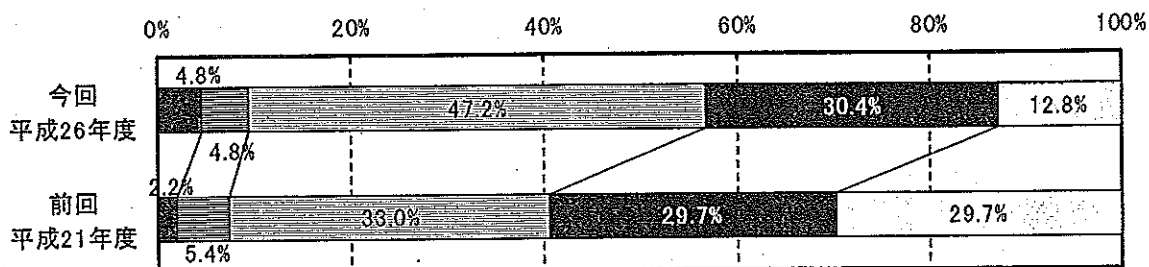
【母子家庭】



【父子家庭】



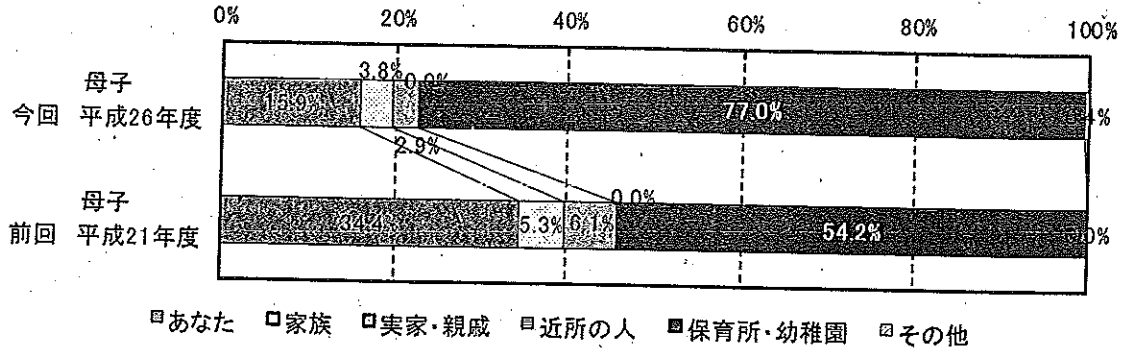
【寡婦】



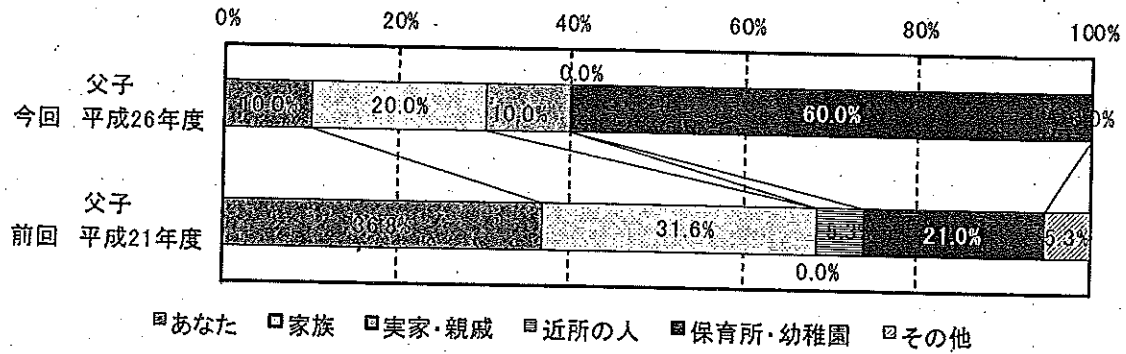
③子どもの保育等

就学前の子どもの保育の構成比は、母子家庭においては、「保育所・幼稚園」が77.0%、父子家庭においても60.0%と最も多くなっています。

【子どもの保育状況】



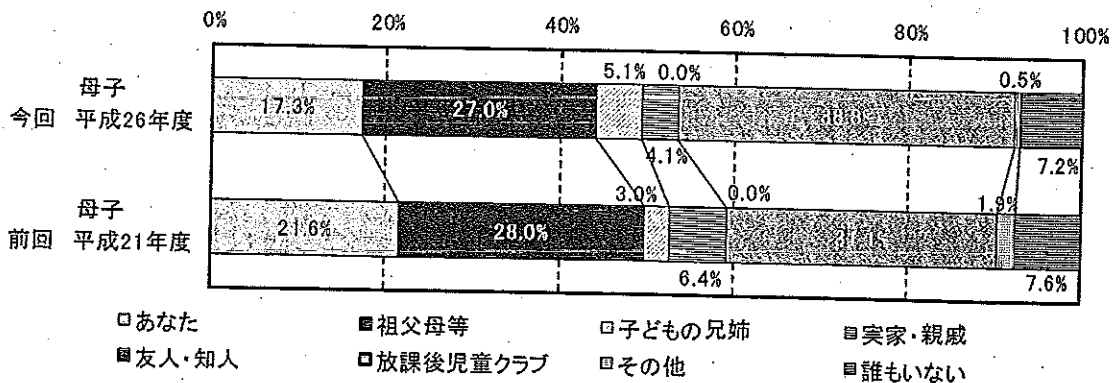
【子どもの保育状況】



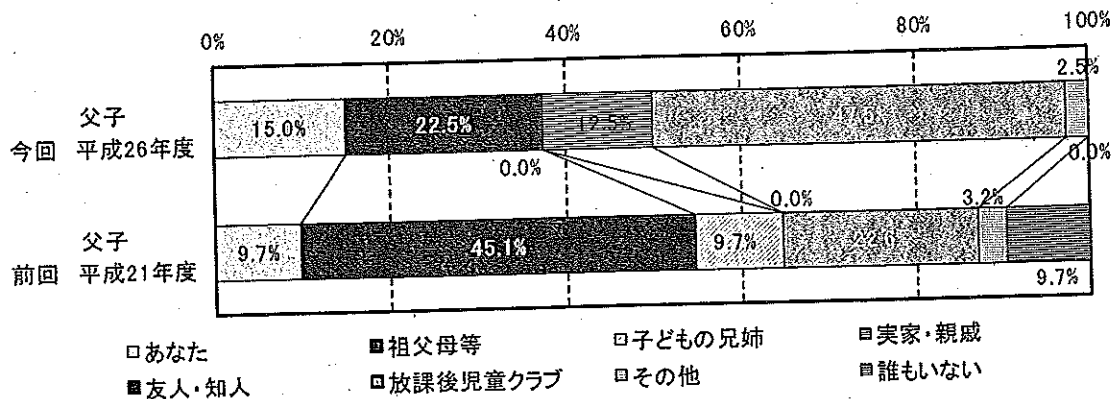
小学校低学年の放課後の状況について、母子家庭においては、前回調査と同様「放課後児童クラブ」の利用が多く、次に「祖父母等」という回答が多くありましたが、前回調査より「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。

父子家庭は、前回調査から「祖父母等」が半減し、「放課後児童クラブ」が倍増して、母子家庭と同様に「放課後児童クラブ」が最も多くなっています。

【小学校低学年の放課後】

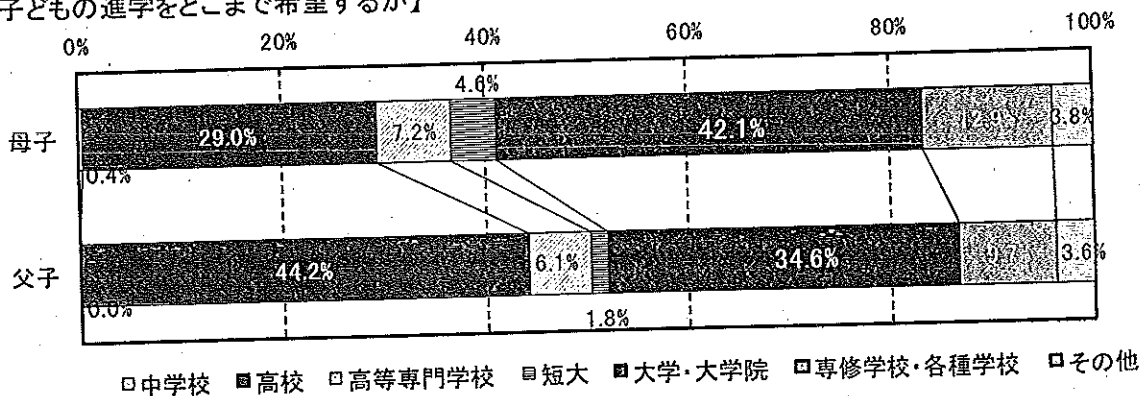


【小学校低学年の放課後】



子どもの進学については、母子家庭の母は、「大学・大学院」が最も多く次いで「高校」となっています。父子家庭では、「高校」が最も多く、次いで「大学・大学院」となっています。

【子どもの進学をどこまで希望するか】



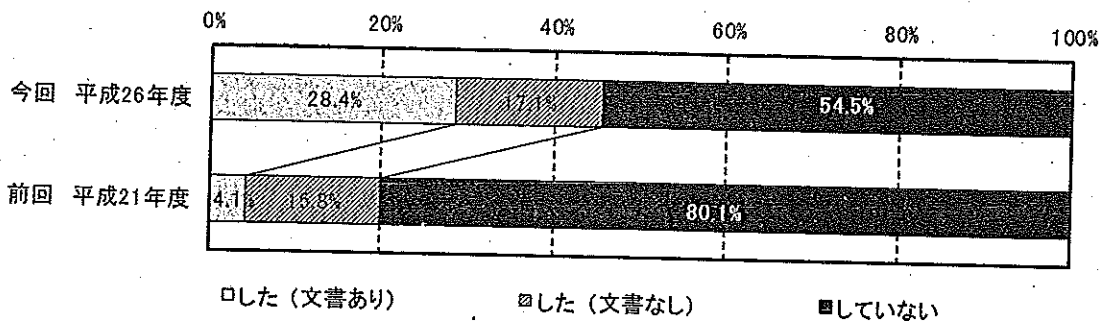
(5) 養育費の状況

離婚及び未婚の場合において養育費の「取り決めをした」割合は、母子家庭では45.5%で、前回調査より25.6ポイント増加しています。

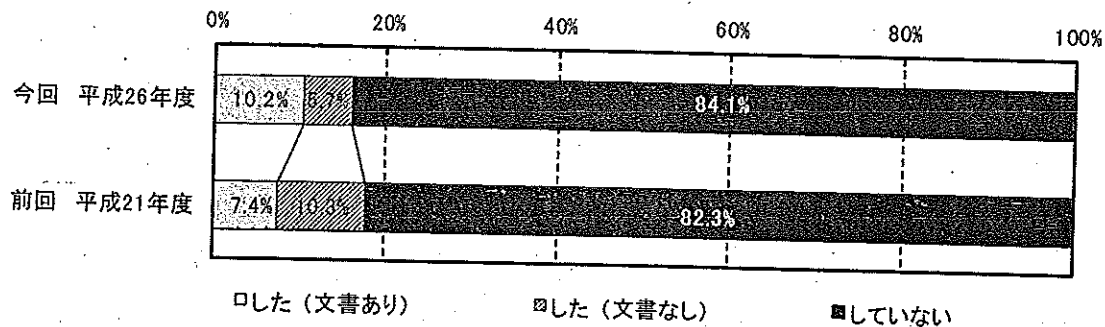
父子家庭では15.9%で前回調査より1.8ポイント減少しています。

母子家庭、父子家庭、寡婦とも誰にも相談していない割合が一番多くなっており、相談した相手については、母子家庭の母や父子家庭の父では「親族」が、寡婦では「家庭裁判所」が多くなっています。

【養育費の取り決め(母子)】



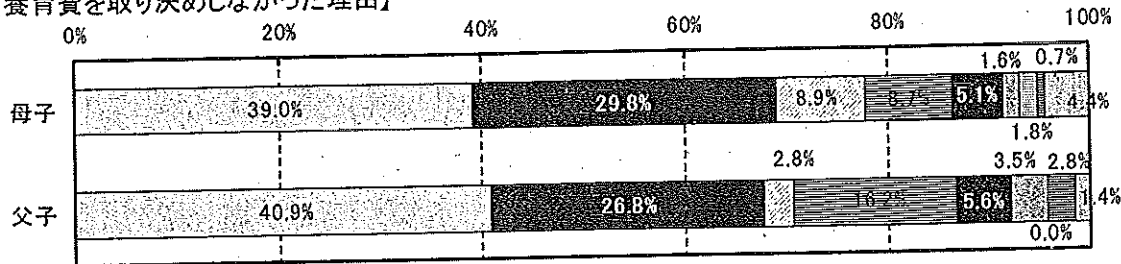
【養育費の取り決め(父子)】



養育費の取り決めをしなかった理由について、母子家庭は「相手に意志・能力がない」という回答が約40%を占めています。次いで「相手と関わりたくなかった」、「交渉がまとまらなかった」となっています。父子家庭も母子家庭と同様に最も多かった回答が「相手に意志・能力がない」次いで「相手と関わりたくなかった」となっていますが、その次は「交渉がわずらわしかった」となっています。この傾向は前回調査においても同様でした。

また、養育費の受給状況は、母子家庭では「受給中」が23.0%で、前回調査に比べて11ポイント増加しています。

【養育費を取り決めなかった理由】



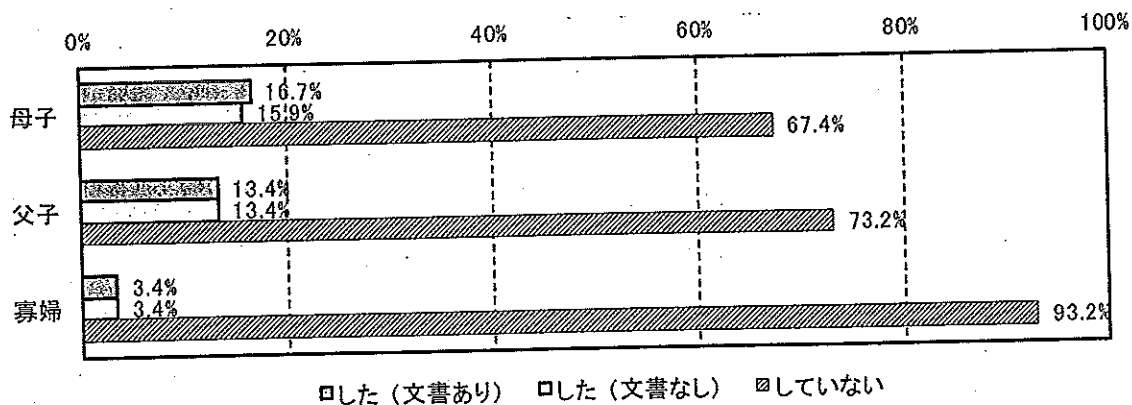
- 相手に支払う意志や能力がないと思ったから
- 相手と関わりたくないから
- 交渉をしたがまとまらなかった
- 交渉がわずらわしいから
- 養育費を請求できると思わなかった
- 引き取った方が負担すると思っていた
- 現在交渉中または今後交渉予定である
- 経済的に問題がないから
- その他

(6) 面会交流の状況

離婚の場合において面会交流の「取り決めをした」割合は、母子家庭では32.6%、父子家庭では26.8%となっております。

面会交流の「取り決めをしていない」理由については、母子家庭、父子家庭ともに「相手と関わりたくない」が最多となっております。

【面会交流の取り決め】



□した(文書あり) □した(文書なし) ■していない

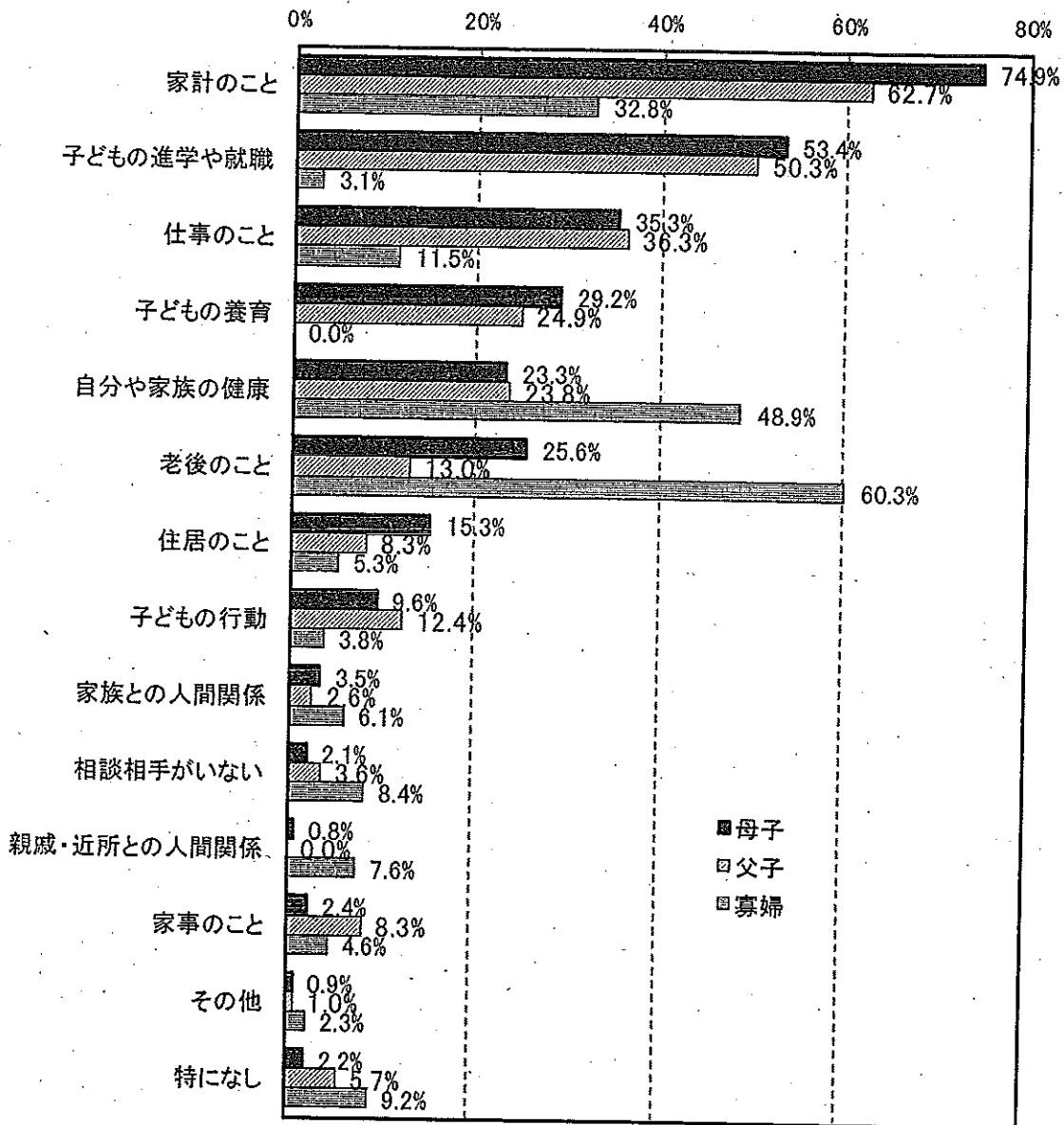
(7) 生活上の問題・悩み

母子家庭においても父子家庭においても、生活上の悩み・問題は、「家計のこと」が最も多く、次いで「子どもの進学や就職」、「仕事のこと」、「子どもの養育」、の順となっています。

寡婦においては、「老後のこと」が最も多く、次いで、「自分や家族の健康」、「家計のこと」の順となっています。

相談相手は、母子家庭、父子家庭、寡婦の全てにおいて「親族」が半数近くを占め、次いで「知人・友人」となっています。

【生活上の問題(複数回答)】

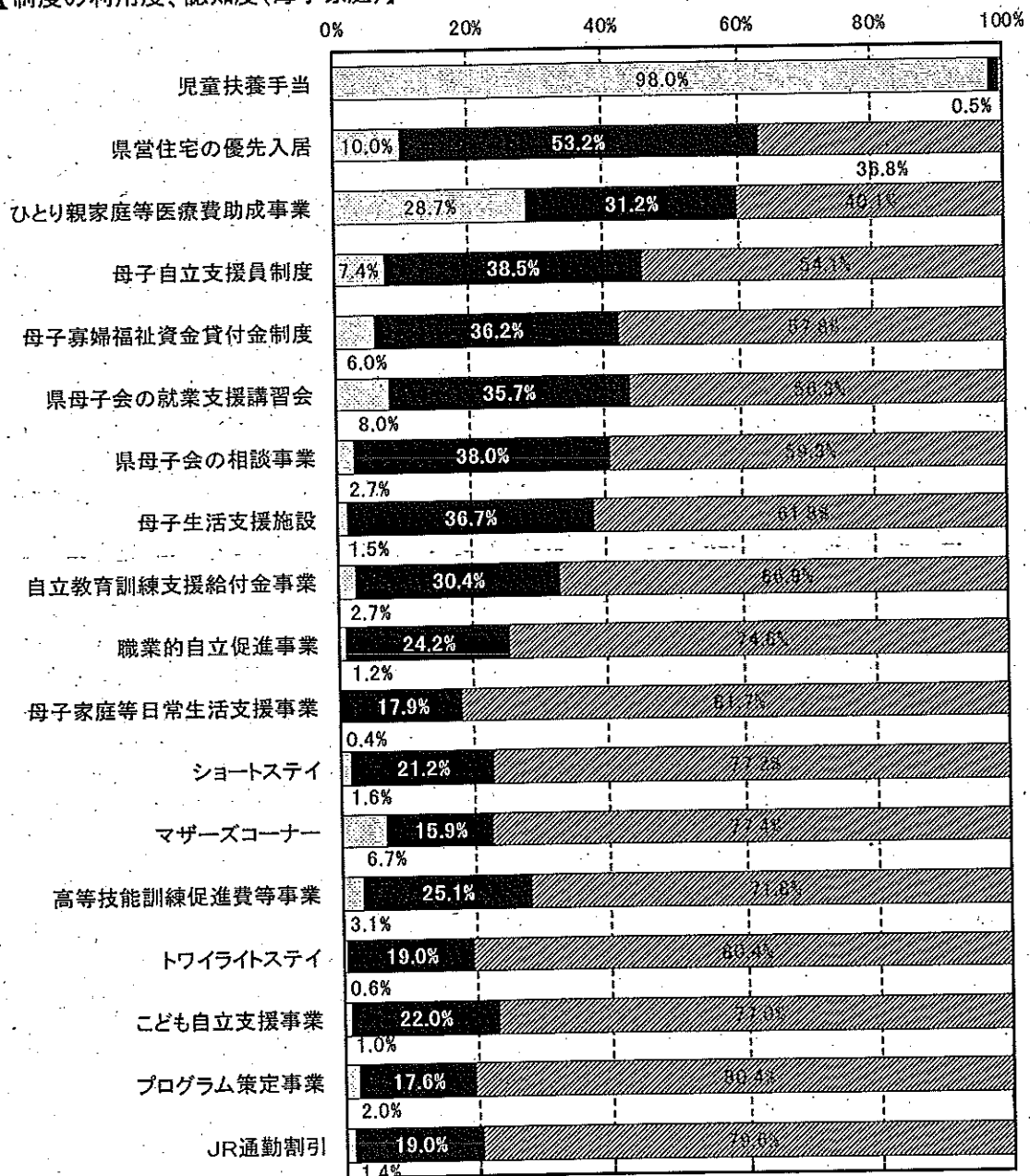


(8) 制度の活用・認知等

母子家庭の母の各種支援制度についての認知状況は、「児童扶養手当」が最も高く、次いで「県営住宅の優先入居」、「ひとり親家庭等医療費助成事業」が50%を超えています。ほとんどの事業について前回と同様に認知度は低い状況にありますが、「高等技能訓練促進費等事業」「プログラム策定事業」などでは、前回調査より認知度が高まっています。

情報は、前回と同様に「役所の窓口」、「知人・友人」、「市町村の広報誌」を通じて入手している割合が高く、希望する情報伝達方法としては、「役所の窓口」、「市町村の広報誌」のほか、「新聞・テレビ」や「インターネット」等を希望する割合が多くなっています。

【制度の利用度、認知度(母子家庭)】



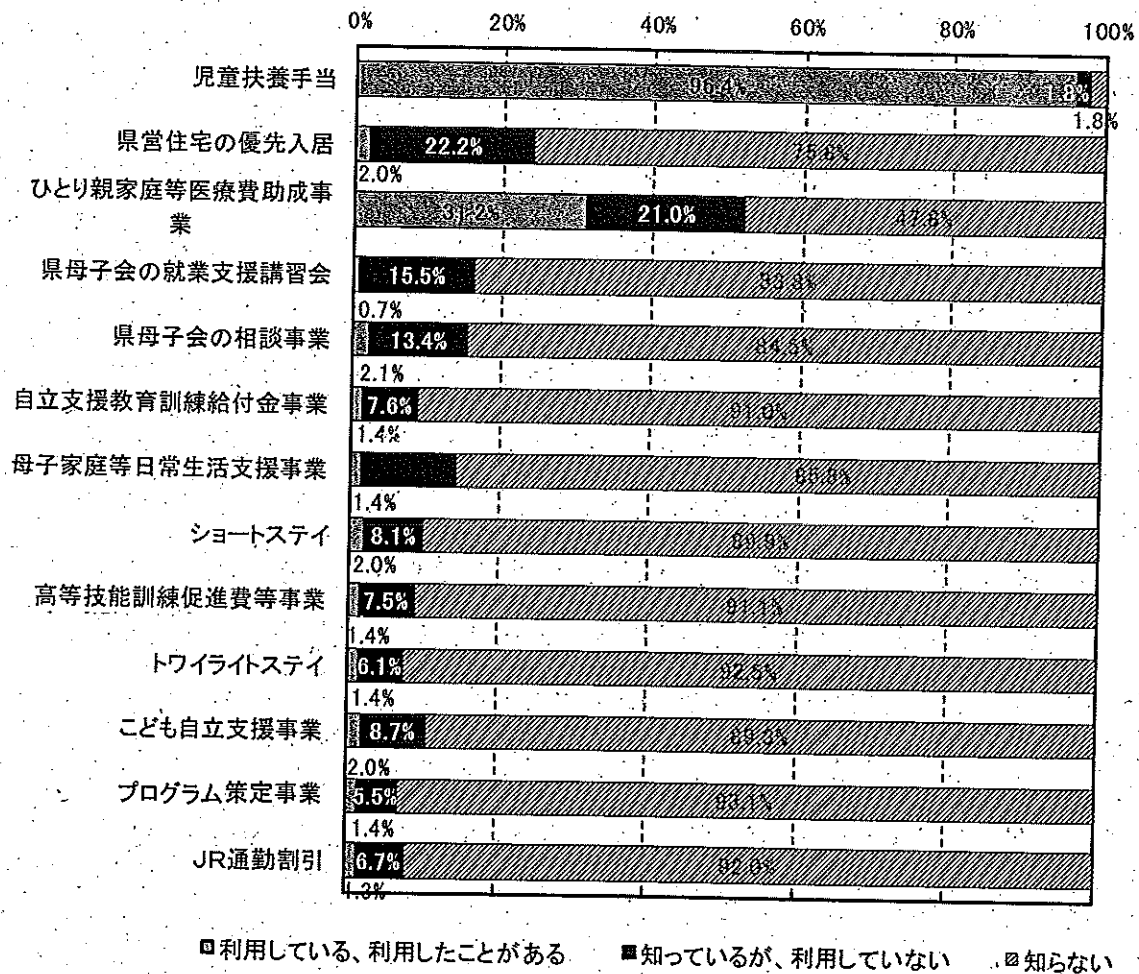
□利用している、利用したことがある ■知っているが、利用していない ▨知らない

父子家庭においては、利用できる支援制度は増えてきましたが、「児童扶養手当」「県営住宅の優先入居」「ひとり親家庭等医療費助成事業」以外のいずれの事業も「知らない」が80%を超えており、利用者も限られています。

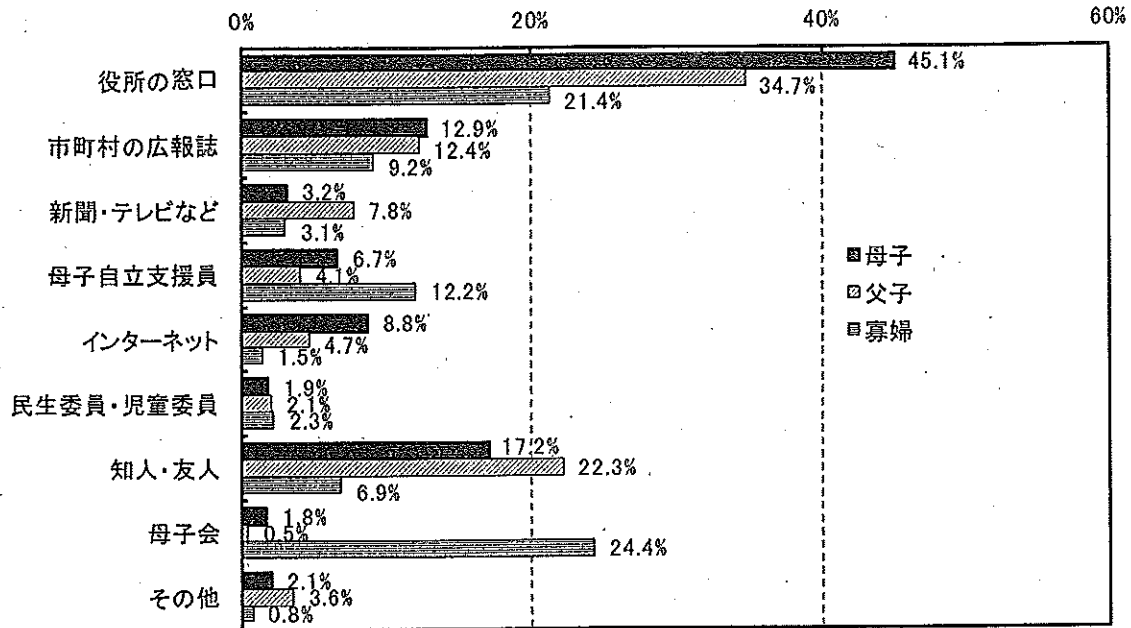
情報は、「役所の窓口」、「友人・知人」「市町村の広報誌」を通じて入手している方が多く、情報伝達方法としては、母子家庭と同様に「市町村の広報誌」、「役所の窓口」のほか、「インターネット」等を希望する方が多くなっています。

寡婦については、母子会を通じて情報が提供されていることもあり、制度についての認知度は高くなっています。

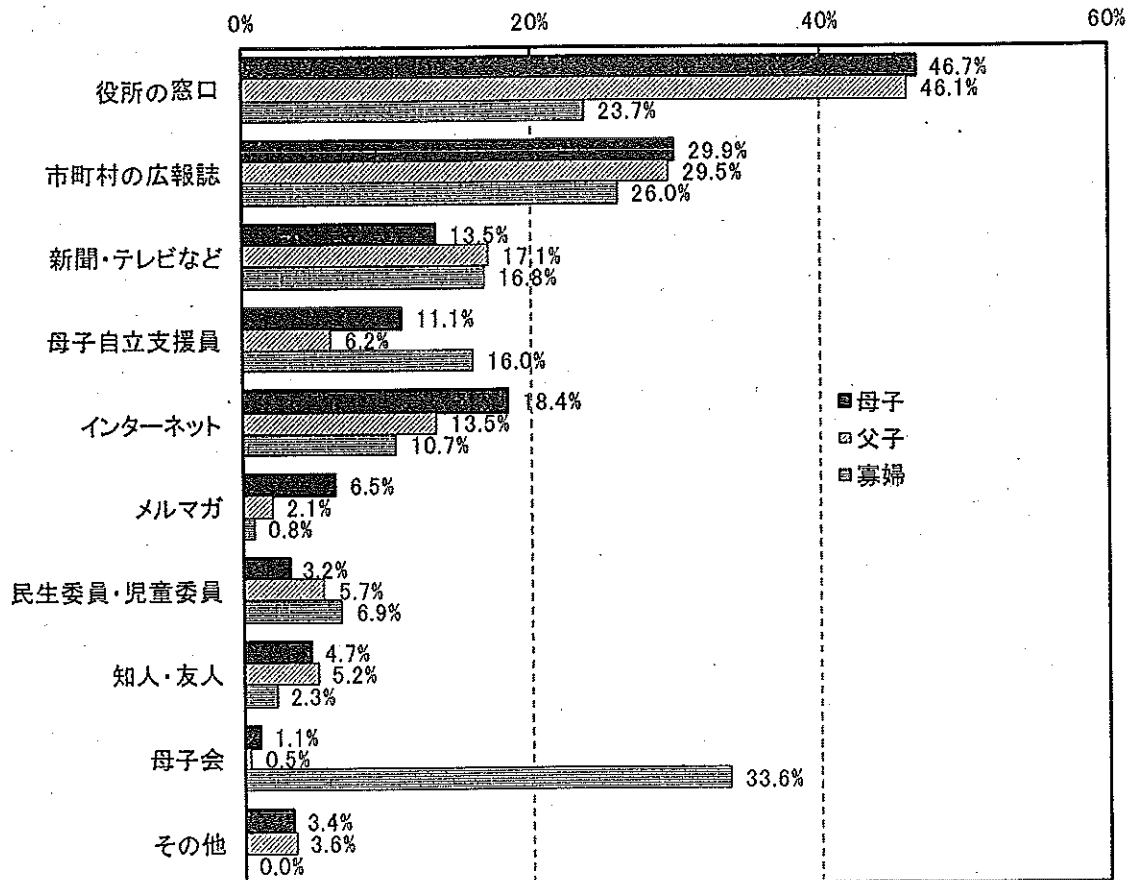
【制度の利用度・認知度(父子家庭)】



【情報を得た手段(複数回答)】



【希望する情報伝達方法(複数回答)】



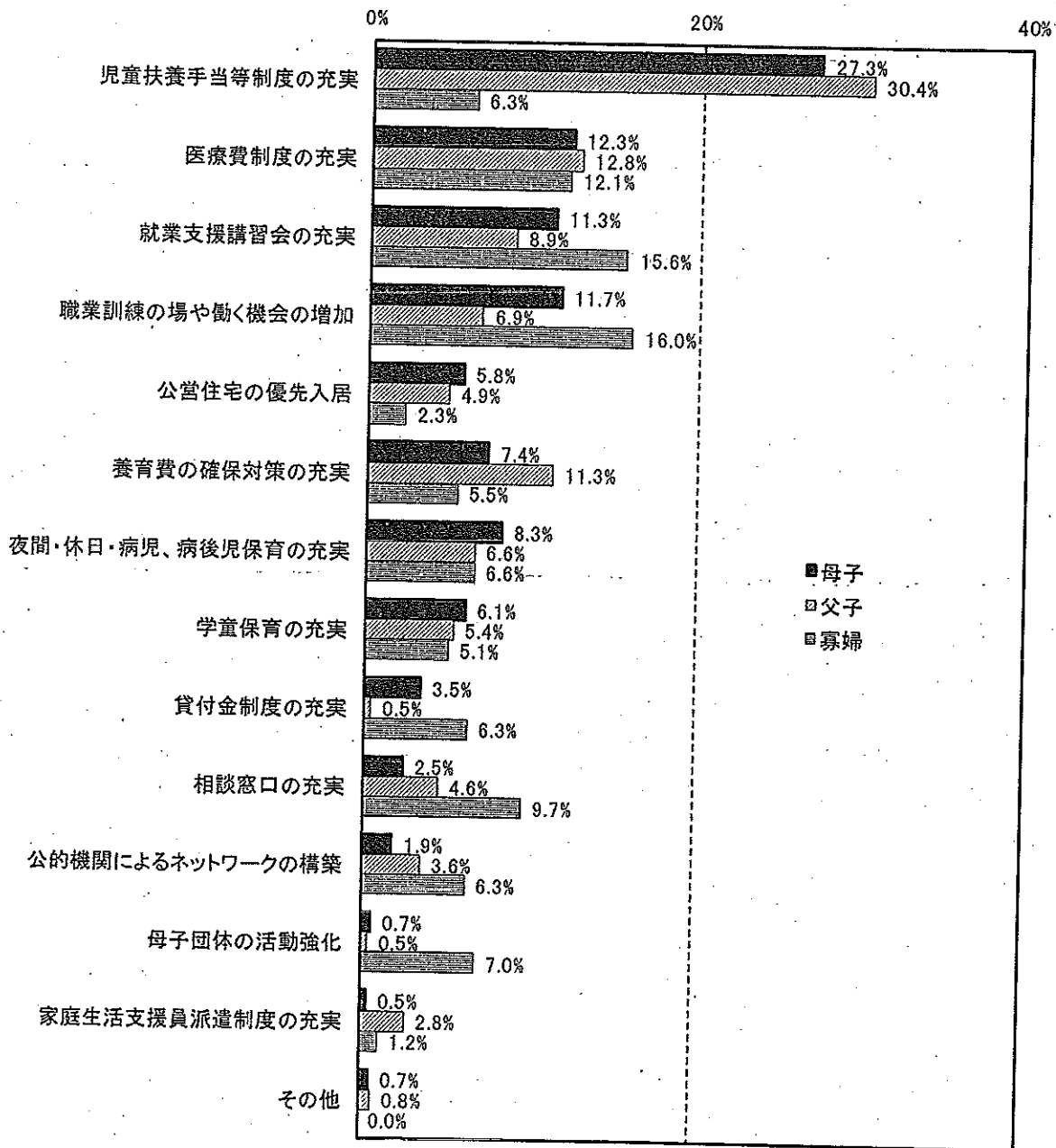
(9) 今後希望する施策

今後希望する施策として、母子家庭においては、「児童扶養手当等制度の充実」が最も多く27.3%を占め、次いで「医療費制度の充実」、「職業訓練の場や働く機会の増加」、「就業支援講習会の充実」となっています。

父子家庭においても、「児童扶養手当等制度の充実」が最も多く30.4%を占め、このほか、「医療費制度の充実」、「養育費確保対策の充実」となっています。

寡婦においては、「職業訓練の場や働く機会の増加」、「就業支援講習会の充実」、「医療費制度の充実」、の順になっています。

【今後、希望する施策(複数回答)】



3. ひとり親家庭等を取り巻く課題

近年の我が国の経済情勢は、バブル経済の崩壊、リーマンショック以降の長期の不況により、非正規雇用の労働者が増加し、製造業を中心とした非正規雇用者の解雇が大きな社会問題となりました。このようななか、生活基盤が脆弱なひとり親家庭や寡婦を取り巻く環境は、就労、収入、子育て、親の介護など様々な面で大変厳しい状況にあるといえます。

ひとり親になって困ったことについては、母子家庭では、「経済的なこと」や「就職」が多く、父子家庭では「経済的なこと」と「育児」が多くなっています。

就労の状況では、母子家庭の母はひとり親になる前の1.5倍が「常用勤労者」となり、「未就労」が半減しており、このことから、家計を支えるために就労していることがわかります。また、父子家庭の父は、ひとり親になってから「臨時・パート」になった割合が増加しています。

収入・生活状況については、母子家庭、父子家庭とも前回の調査より平均収入が少なくなっており、母子家庭の約8割が、「生活が苦しい」、「やや苦しい」と感じています。

生活上の問題・悩みでは、母子家庭でも父子家庭でも「家計のこと」が最も多く、次いで、「子どもの進学や就職」、「仕事のこと」となっており、相談相手は、「親族」、「知人・友人」が多くなっています。

これらのことから、「相談支援体制の充実」「就労による自立」、「子どもの健やかな成長」、「子育てや生活支援」、「経済的な支援」の5つの課題に向けた支援の充実が求められているといえます。

(1) 相談支援体制の充実に向けた課題

・ひとり親家庭の母や父は「家計」のほかに、「子どもの養育」、「子どもの進学や就職」、「仕事のこと」など、様々な生活上の問題に直面しており、それらの問題を解決していくための、一人ひとりに応じたきめ細かな相談体制の充実が必要です。

・ひとり親家庭に対する各種支援制度の認知度は、依然一部の項目を除いては、半数以上の人知らないという結果となっています。特に、父子家庭に対する各種支援制度については、父子家庭を支援する制度が増えたものの、その認知度については、極めて低いものとなっており、さらなる制度周知に向けた対策が求められています。

(1) 就労による自立に向けた課題

・ひとり親家庭の母や父は、30歳代と40歳代が多く、その子どもは小学生が最も多くなっており、働き盛りの親がひとりで就学後間もない子どもを育てています。母子家庭の母においては、未就労であった者が、ひとり親になった時点から就労を始めることも多く、ひとりで生活を支えていくためには、よりよい労働条件で就労を確保することが求められます。子育てをしながら、収入面、雇用条件等でより良い仕事に就くための一人ひとりのニーズに応じた就労支援がひとり

親家庭の安定した生活のために求められています。

(2) 子どもの健やかな成長に向けた課題

・ひとり親家庭になった原因は、その約9割が離婚によるものであり、子どもの就学前にひとり親となっている割合が高く、子どもの健全な育成のためには、その教育に対する支援が求められています。

また、子どもの進学について、高校、大学までの進学を希望するひとり親が6割を超えることや、ひとり親家庭の貧困の連鎖を断ち切る意味からも、ひとり親の家庭への教育力に対する支援が求められています。

(3) 子育てや生活支援に向けた課題

・ひとり親家庭の親は「子育て」と「生活の担い手」という役割をひとりで担っていることから、健康面や就労面など、安心して子育てと仕事の両立ができる環境整備が求められています。安定した生活のため仕事を続けていく上での、子どもの保育に対する支援や日常生活に対する支援は、その需要の大きさからも重要です。

(4) 経済的支援の充実に向けた課題

・ひとり親家庭等における年間収入は、一般家庭と比べると低いものとなっており、生活状況も「苦しい」「やや苦しい」と感じているひとり親家庭が8割を超えています。そのような中、安定した仕事に従事し、自立できるよう就労支援を推進するとともに、児童扶養手当などをはじめとする経済的支援の充実が求められています。

第3章 施策の方向性と基本目標

1 基本理念

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、
子どもが将来に希望を持って健やかに成長できる環境づくり

2 基本目標

次の5つの項目を基本目標として、具体的な施策を推進します。

基本目標 1
相談支援体制の充実

相談窓口、情報提供機能の充実

基本目標 2
就労・自立支援の充実

就業施策を軸とした支援の周知と充実

基本目標 3
子どもへの支援の推進

子どもの健全育成に向けた教育力の向上

基本目標 4
子育て・生活支援の充実

就労との両立支援

基本目標 5
経済的支援の充実

手当や資金の援助、養育費確保支援

第4章 具体的方策

1 相談支援体制の充実

ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対応し、適切な支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行うため、相談・支援体制を充実・強化します。

(1) 相談窓口・支援体制の充実

■母子・父子自立支援員の体制強化等の促進、研修機会の充実

① 母子・父子自立支援員等による相談事業の実施

母子・父子福祉団体や地域における民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携し、ひとり親家庭等の日常生活の様々な相談にきめ細かく対応するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所とのネットワークを活用して、母子家庭等の自立に努めます。

また、母子・父子自立支援員等が適切な対応が行えるよう、資質の向上を行います。

② 就業に関する相談窓口の強化

ひとり親家庭からの相談について、就業支援に対する専門性を強化し、母子・父子自立支援員による支援と合わせて、ひとり親家庭の自立支援体制を強化します。

(2) 情報提供機能の充実

■支援施策のさらなる周知と利用の促進

① 県・市町村における情報提供機能の充実

子育て・生活・就業支援等の各種制度に関して、広報紙、ホームページ、パンフレット、チラシ等の活用により情報提供を積極的に行い、制度の周知を図ります。各種制度の周知については、より多くのひとり親家庭等が目にして、分かりやすいように工夫を凝らし、新たに、子育てポータルサイトにおいても、ひとり親に対する支援の周知に努めます。

② 地域活動者からの情報提供の充実

母子・父子福祉団体、民生委員・児童委員、主任児童委員等身近な地域活動者との連携により、ひとり親家庭等への情報提供の充実を図ります。

③ 母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談事業の実施

就業に関する支援とあわせて、ひとり親家庭等の生活全般にわたる相談

にも応じ、必要な情報を提供します。

また、専門知識を要する困難な問題について、弁護士や中小企業診断士といった専門家による特別相談を実施し、問題の解決を図ります。

④ 日本司法支援センター（法テラス）における相談支援の活用

ひとり親家庭等が抱える借金・家庭問題等の法律問題について、法制度や関係機関の紹介を行っており、経済的に余裕のない方には、弁護士・司法書士による無料法律相談を実施するとともに裁判費用等の立替えを行っている法テラスの活用を図ります。

2 就労・自立支援の充実

ひとり親家庭は様々な生活上の問題に直面しており、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立し、自立した生活を送るためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな就労支援が必要です。

(1) 就労に向けた支援の強化

■状況に応じたきめ細かな就業支援

① 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進

児童扶養手当を受けている方の個々の状況やニーズに応じ、ハローワークと連携し、きめ細かな自立就業支援を行います。

② 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、就業情報の提供、就業相談、就業支援講習会、法律相談、経営相談等一貫した就業支援を行います。

・就業情報の提供、就業相談

相談員が適切な相談対応が行えるよう、資質の向上に努め、相談機能の充実を図ります。さらに、企業開拓やハローワークとの連携の強化により、有効な情報の収集と提供を行います。

・就業支援講習会

ひとり親家庭等のニーズにあった講習会を実施します。また、講習会の際には、託児サービスを実施するとともに、夜間、土曜日・日曜日の実施に配慮します。

■よりよい就業への転職やキャリアアップの支援

① 就業に向けた能力開発支援

母子家庭の母の中には就業経験の少ない人も多く、安定した生活を営むためには、技術の習得や資格の取得が必要です。また、父子家庭においても所得の状況や就業の状況などから困難を抱える家庭があります。そのため、ひとり親家庭自立支援給付金事業を実施し、技能習得、資格取得の際のひとり親家庭の親への助成を推進します。

・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親があらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合、その受講料の一部を助成します。

・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するため、2年以上養成

機関で修業する場合、手当を支給します。

また、入学時における負担を軽減するため、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給します。

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の活用

ひとり親家庭の親や寡婦の技能習得や就業に資するため、技能習得資金や生活資金の貸付けを行います。

また、就業を支援するため、事業開始や事業継続のための経営相談と資金の貸付けを行います。

■就業支援特別措置法に沿った取組の推進

① 公共的施設等における母子家庭の母等の雇用の促進

就職を希望するひとり親家庭の親の雇用の促進を図るため、公共的施設における雇入れの促進に努めます。

さらに、ひとり親家庭の親を積極的に雇用する企業等の好事例について、情報を収集し、提供を行うとともに、このような企業等を国の表彰制度に推薦するなど、就業促進に向けた機運の醸成を図ります。

② 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進等

売店の優先許可の普及や母子・父子福祉団体が母子家庭の母等の就業促進につながる業務をより多く受注できるよう優先的な事業発注を推進します。

さらに、母子・父子福祉団体が母子家庭の母等の福祉の増進を図る事業を行う場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を活用します。

(2) 関係機関と連携した就業支援

① 公共職業訓練の拡充（母子家庭の母等の職業的自立促進事業等）

ひとり親家庭の親に対し、民間教育訓練機関等に委託して就職に必要な技能・知識を習得するための職業訓練を実施し、支給要件に該当する方には訓練手当を支給するなど、ハローワーク等と連携して職業訓練の受講機会の拡充に努めます。

② 関係機関と連携した相談機能の充実

福祉・雇用等に関わる各関係機関が、ネットワークにより、適切に役割を分担しながら相互に連携し、適切な相談を行います。

また、相談員や担当職員が適切な相談対応が行えるよう、資質の向上を図り、相談機能の充実を図ります。

③ 無料職業紹介事業の推進

ひとり親家庭の親や寡婦の就業に資するため、企業開拓を推進するとともに、職業紹介をするなど、無料職業紹介事業を推進します。

3 子どもへの支援の推進

ひとり親家庭の貧困率は高く、貧困の世代間連鎖を解消し、人材育成を行うため、子どもへの支援は必要です。

(1) 子どもへの支援・健全育成

■教育の機会均等

① 幼稚園・認定こども園の保育料の負担軽減

保護者が負担する入園料及び保育料について、負担軽減を図ります。

② 公立高等学校等の授業料における就学支援金制度の充実

高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、公立高等学校については授業料相当分を、私立高等学校等については授業料の一定額を助成し、教育費負担を軽減します。

③ 徳島県奨学金制度の活用

修学の機会確保のため、高等学校等への修学に係る経費を支援します。

④ 徳島県奨学のための給付金制度の活用

高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等への修学に係る授業料以外の教育費を支援します。

■家庭や地域の教育力の向上

① 学習支援の推進

生活保護世帯をはじめ生活困窮者世帯やひとり親世帯等の子どもを対象に学習支援を行い、学力や進学率の向上を図ります。

② 子どものサポート

ひとり親家庭に対して、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、親の離婚等で精神的に不安定になっているひとり親家庭の児童の心の葛藤の緩和や心の支えになるとともに、簡単な生活指導や学習指導を行うことにより、児童の自立心を養い、児童の健全育成を図ります。

(2) 子どもの就職支援

① ひとり親家庭こども自立支援事業の推進

就労意欲があるにもかかわらず就労できないひとり親家庭の子どもの個々の事情に応じ、ジョブカフェ等の関係機関と連携しながら就労を支援します。

4 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭は「子育てと生計の担い手」という二重の役割を一人で担っていることから、安心して子育てと仕事の両立を行うために子育てや生活環境の支援が必要です。

(1) 子育て支援の充実

① 保育所・認定こども園等における利用機会の確保

ひとり親家庭の親が安心して就業、求職活動、職業訓練を行うことができるよう、市町村において保育所等の利用機会を確保します。

② 子育て支援サービスの拡充

ひとり親家庭の親が仕事と子育ての両立ができるよう、市町村と連携し、延長・休日・夜間保育、病児病後児保育や一時預かりが利用できるように支援します。

③ ファミリー・サポート・サービスの推進

子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・サービスによる子育ての相互援助活動の取組みを進めます。

④ 放課後児童クラブの利用の推進

昼間就労等により保護者がいない放課後児童の安全な生活と健全な遊びの場を確保するため、運営面での指導助言を通じ、積極的に放課後児童クラブを支援するとともに、利用を希望するすべての児童が利用できるよう、施設の整備を行う市町村と連携を強化し、放課後児童対策を推進します。

⑤ 子育て短期支援事業の推進（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が病気や仕事、育児疲れなどで子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設や乳児院において短期間子どもを預かる子育て短期支援事業を推進します。

(2) 子育て家庭の負担の軽減

① ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

ひとり親家庭の親やその扶養する児童が入院した場合における医療費の自己負担分を助成します。

② 乳幼児等医療費助成事業の実施

乳幼児等医療費助成事業を行う市町村に補助金を交付することにより、乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促進し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

(3) 生活支援の充実

① 公営住宅への優先入居の推進

ひとり親家庭の収入は一般世帯に比べて低い水準にあり、離婚に当たっては、転居を伴うことも多いことから、ひとり親家庭の公営住宅への入居に配慮が必要です。

県営住宅では、募集戸数の2割程度をひとり親世帯（配偶者からの暴力等により婚姻関係が事実上破綻している世帯を含む）をはじめとする福祉世帯向けの住宅として確保し、優先入居を実施します。

また、市町村において、地域の実情に応じ、ひとり親家庭を対象とした公営住宅の優先入居の仕組みなどについて検討するよう、働きかけます。

② 母子生活支援施設における生活及び自立支援

離婚等により生活や子どもの養育が困難となった母子家庭に対して、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活や子どもの養育上の様々な支援を行うことが必要です。

18歳未満の子どもがいる母子家庭において施設利用を希望する場合は、福祉事務所担当職員、母子・父子自立支援員等と当該施設の職員との連携により、入所できるように努めます。

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の活用

生活の場の確保に資するため、住宅資金や転宅資金の貸付けを行います。

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭の親が修学や病気のために、日常生活に支障が生じた場合でも、子どもが安心して生活ができるよう、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や家庭生活支援員の居宅等での保育を行います。

寡婦についても生活援助を行います。

住民に身近な地域からの派遣は、より効率性が高いことから、全市町村における家庭生活支援員の登録を推進します。

5 経済的支援の充実

ひとり親家庭は、「子育てと生計の担い手」となったことで生活が大きく変化し、経済面で様々な困難に直面するため、生活の再建を図り安定した生活を送るため支援が必要です。

(1) 生活の安定を図る支援

■児童に対する手当

① 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当の適切な給付を行います。

また、市町村の窓口を通じ、制度についての情報提供を行います。

② 児童手当の支給

児童手当制度の円滑な推進に努めます。

■資金等の支援

① 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の活用

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と児童福祉の向上のため、修学資金等12資金の適切な貸付けを行うとともに償還に努めます。

② 生活保護の適用

最低生活の保障と自立促進のため、生活保護を適用します。

③ 生活福祉資金貸付金制度の活用

必要に応じ、制度の適切な活用を図ります。

④ 母子世帯小口資金貸付金制度の活用

母子家庭の母が少額の資金を緊急に必要とするとき、各市町村（地区母子会）を通じ、貸付けを行います。

⑤ JR通勤定期割引制度の活用

児童扶養手当を受けている母子世帯や生活保護世帯の方がJRを利用して通勤する場合、通勤定期乗車券を3割引きで購入できることから、制度の活用を図ります。

(2) 養育費確保支援

■養育費に関する離婚当事者等への周知啓発

① 養育費に関する情報の周知

ひとり親に対する、養育費に関する情報の周知について、母子・父子自立支援員を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、その周知に努めます。

■相談員の資質向上のための研修

① 養育費確保に向けた啓発の推進

養育費の取り決め手続き等の推進のため、母子・父子自立支援員等に対し、研修を行い、資質の向上に努めます。さらに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の申請時など様々な機会において、養育費に関する正しい知識の普及と取得手続きについての情報提供を行います。

■養育費確保を促す支援のための協力体制

① 母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談機能の充実

養育費の取り決め方法や履行確保など法律に関する諸問題について、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士による特別相談を実施します。

② 日本司法支援センター（法テラス）における相談支援の活用

養育費に関する法制度や関係機関の紹介を行っており、経済的に余裕のない方には、弁護士による無料法律相談を実施するとともに、養育費取得のための手続費用の立替えを行っている法テラスの活用を図ります。

＜数値目標一覧＞

成 果 指 標	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成31年度)
1 相談支援機能の充実		
(1) 各種制度の認知度(全体)	44.6%	60.0%
2 就労・自立支援の充実		
(1) 母子・父子自立支援プログラムを活用した就職件数(年間)	45件 (H25実績)	52件
(2) 高等職業訓練促進給付金等事業の利用者数(年間)	49人 (H25実績)	55人
3 子どもへの支援の推進		
(1) ホームフレンドを派遣した世帯数(年間)	19世帯 (H25実績)	20世帯
4 子育て・生活支援の充実		
(1) 保育所待機児童数	41人	0人
(2) 延長保育事業実施市町村数	19市町	全市町村
(3) 認定こども園の設置数	9か所	43か所
(4) 病児・病後児保育事業実施市町村数	17市町村	全市町村
(5) 放課後児童クラブの設置数	148か所	192か所
5 経済的支援の充実		
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の認知度(全体)	64.3%	70.0%

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画における施策に関する評価

基本目標	具体的方策	指標	H22	H23	H24	H25
3 就業支援策の推進	母子自立支援プログラム策定事業の推進 ※H23.4.1から父子家庭にも対象拡大	プログラム策定数(人)	107	103	86	80
		就業実績(人)	51	41	52	45
	ひとり親家庭こども自立支援事業の推進	プログラム策定数(人)	5	7	2	2
		就業実績(人)	2	2	1	1
	就業に向けた能力開発支援 ※H25.4.1から父子家庭にも対象拡大	高等技能訓練促進費(人)	77	98	71	49
		高等技能訓練修了一時金(人)	19	36	39	19
	母子寡婦福祉資金貸付金制度の活用	技能習得資金貸付件数	3	4	5	5
	公共職業訓練の拡充(母子家庭の母等の職業的自立促進事業等)	公共職業訓練修了者数	10	6	4	7
		うち就職者数	9	4	3	7
	公共的施設等における母子家庭の母等の雇用の促進	各市町村及び県所管の地方独立行政法人及び関係団体に対して、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援についての通知文書を送付した。				
母子寡婦福祉団体等への優先的な事業発注の推進等	本県におけるひとり親家庭への総合的な支援事業を、ひとり親家庭まるごと応援事業として(公財)徳島県母子寡婦福祉連合会に委託し、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭ホームフレンド派遣事業等を実施した。					
無料職業紹介事業の推進	登録者数	113	59	50	55	
	うち就職者数	82	59	23	25	
母子家庭就職準備支援事業の実施	対象支援参加者数	30	40	31	27	
施策の評価	就職や転職に対して、資格の必要性を感じているひとり親家庭等は9割を超えており、一方資格取得を困難にする原因として、6割を超えるひとり親等が経済的要因を挙げていることから、就業支援における能力開発等の支援は重要であり、引き続き施策の実施が必要である。また、生活上の問題として、「子どもの進学や就職」は5割を超えるひとり親家庭の親が不安を抱えていることから、子どもに対する就労支援施策を今後も実施していく必要がある。					
4 経済的支援策の充実	児童扶養手当の支給 ※H22.8.1から父子家庭にも対象拡大	受給者数	7,222	7,232	7,130	7,043
	子ども手当の支給 ※H24.4.1から児童手当として支給	受給者数	55,979	54,867	53,370	52,347
	母子世帯小口資金貸付金制度の活用	貸付け延べ件数	31	31	27	33
	母子家庭等医療費助成事業の実施	助成件数	461	538	655	456
	乳幼児等医療費助成事業の実施	助成件数	985,122	1,038,250	1,082,226	1,093,208
	JR通勤定期割引制度の活用	証明書交付枚数	68	70	58	49
	施策の評価	「生活が苦しい」「やや苦しい」と感じているひとり親家庭は8割を超えており、「児童扶養手当制度の充実」や「医療費制度の充実」は希望するひとり親家庭も多いことから、国の動向等も見ながら、制度の周知、確実な実施を図っていく必要がある。				

基本目標	具体的方策	指標	H22	H23	H24	H25	
1 相談・情報提供機能の充実	母子自立支援員等による相談事業の実施 ※H22.4.1から父子家庭にも対象拡大	母子自立支援員による相談指導件数	10,500	9,815	10,719	9,646	
	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談事業の実施	母子・父子・寡婦の相談件数	2,202	1,479	1,371	2,279	
		うち就業相談数	1,978	1,329	576	959	
		特別相談件数	29	18	17	14	
	施策の評価	母子自立支援員制度や母子家庭等就業・自立支援センターの相談事業を知っている母子、父子、寡婦の割合は、3割程度であり、制度を周知することにより、もっと多くの相談の需要が見込まれることから、制度の周知による相談機能の活用が必要である。					
2 生活の場の確保と子育て支援策の推進	生活の場の確保	公営住宅への優先入居の推進	ひとり親世帯の申込みに対する優先入居の割合(%)	9.2	11.4	11.9	10.4
		母子生活支援施設における生活及び自立支援	各月平均入所世帯数	21.0	22.4	20.9	21.2
		母子寡婦福祉資金貸付金制度の活用	住宅資金貸付件数	1	0	1	0
	転宅資金貸付件数		3	4	6	4	
	子育て支援策の充実	保育所における利用機会の確保	待機児童数	35	29	47	41
			うち母子家庭の児童数	0	1	0	0
		子育て支援サービスの拡充	病児・病後児保育実施市町村	10	11	16	16
			一時預かり・特定保育実施市町村	19	21	23	23
		ファミリー・サポート・センターの設置促進	ファミリー・サポート・センター設置市町村	15	18	18	19
		放課後児童クラブの利用の推進	放課後児童クラブ設置箇所	144	146	146	150
		子育て短期支援事業の推進	実施市町村数	22	23	23	24
		母子家庭等日常生活支援事業の実施	援助延べ時間数	176	245	191	308
		母子寡婦福祉資金貸付金制度の活用	修学資金貸付件数	153	166	158	143
			就学支援資金貸付件数	67	53	41	57
	養育費の確保	養育費確保に向けた啓発の推進	母子自立支援員による養育費相談件数	32	33	85	43
		母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談事業の実施	養育費専門相談件数	22	12	25	25
	施策の評価	ひとり親となったときに未就学児童がいる割合は、母子、父子ともに6割を超えており、保育所や子育て支援サービスの充実は重要であり、引き続き充実を図る必要がある。また、就学児童についても、放課後児童クラブの利用が増加しており、ひとり親が安心して就労し、生活の安定を図る上でも、その必要性や利用の推進は重要である。					

資料編

1. 徳島県ひとり親家庭等実態調査結果

問1・問2 調査数及び回収率

	母子家庭	父子家庭	寡婦	計
調査依頼数	1,300	300	200	1,800
有効回答数	876	193	131	1,200
回収率	67.4%	64.3%	65.5%	66.7%

問3 現在の年齢

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	864	100.0%	189	100.0%	129	100.0%
20歳未満	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
20～29歳	117	13.5%	10	5.3%	0	0.0%
30～39歳	353	40.8%	68	36.0%	0	0.0%
40～49歳	357	41.3%	79	41.8%	5	3.9%
50～59歳	36	4.2%	27	14.3%	37	28.7%
60～64歳	1	0.1%	5	2.6%	31	24.0%
65歳以上	0	0.0%	0	0.0%	56	43.4%
平均年齢	38.1歳		41.6歳		63.6歳	

問4 子どもの数

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	869	100.0%	192	100.0%	128	100.0%
1人	426	49.0%	91	47.4%	31	24.2%
2人	349	40.2%	73	38.0%	70	54.7%
3人	79	9.1%	21	10.9%	22	17.2%
4人	14	1.6%	5	2.6%	5	3.9%
5人以上	1	0.1%	2	1.1%	0	0.0%
平均人数	1.62人		1.71人		1.96人	

問4 お子さんについて

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	1,422	100.0%	330	100.0%	257	100.0%
乳幼児	42	3.0%	1	0.3%	—	—
保育・幼稚園児	238	16.8%	32	9.7%	—	—
小学生	404	28.4%	86	26.1%	—	—
中学生	268	18.8%	85	25.8%	—	—
高校生	299	21.0%	80	24.2%	—	—
短・大学生	33	2.3%	6	1.8%	3	1.2%
その他学生	24	1.7%	8	2.4%	3	1.2%
有職者	86	6.0%	26	7.9%	206	80.1%
その他	28	2.0%	6	1.8%	45	17.5%

母子家庭、父子家庭とも子どもは「小学生」が最も多くなっているが、父子家庭に比べ母子家庭の方が、保育・幼稚園児などのより年齢の低い乳幼児を養育している割合が高い。

問5 世帯の類型

	母子		父子		寡婦	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
計	870	100.0%	192	100.0%	123	100.0%
親と子	629	72.3%	112	58.3%	42	34.1%
他の世帯員有	241	27.7%	79	41.2%	36	29.3%
単身	0	0.0%	1	0.5%	45	36.6%

母子家庭は「親と子」世帯が72.3%と割合が高い。父子家庭は「親と子」世帯が58.2%で50%を超えているが、「他の世帯員有」も41.2%となっており、他の世帯員(母等)と同居している割合は母子家庭に比べて高い。

問6 同居の他の世帯員

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	459	100.0%	152	100.0%	45	100.0%
父	139	30.3%	44	28.9%	8	17.8%
母	191	41.6%	65	42.8%	16	35.6%
義父	1	0.2%	2	1.3%	1	2.2%
義母	1	0.2%	3	2.0%	10	22.2%
祖父	30	6.5%	11	7.2%	0	0.0%
祖母	49	10.7%	12	7.9%	0	0.0%
兄弟姉妹	43	9.4%	14	9.2%	1	2.2%
その他	5	1.1%	1	0.7%	9	20.0%

同居の他の世帯員は、すべての家庭において父母が最も多く、母の割合が父より高い。

問6 世帯員の数

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	238	100.0%	79	100.0%	35	100.0%
1人	77	32.4%	25	31.6%	25	71.4%
2人	115	48.3%	39	49.4%	10	28.6%
3人	36	15.1%	12	15.2%	0	0.0%
4人	6	2.5%	2	2.5%	0	0.0%
5人以上	4	1.7%	1	1.3%	0	0.0%
平均人数	0.52人		0.79人		0.34人	

問7 ひとり親になった当時の年齢

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	842	100.0%	178	100.0%	122	100.0%
20歳未満	9	1.1%	0	0.0%	0	0.0%
20～24歳	113	13.4%	15	8.5%	1	0.8%
25～29歳	201	23.9%	23	12.9%	22	18.0%
30～34歳	221	26.2%	56	31.5%	21	17.2%
35～39歳	167	19.9%	36	20.2%	22	18.0%
40～44歳	92	10.9%	28	15.7%	17	14.0%
45～49歳	33	3.9%	10	5.6%	17	14.0%
50歳以上	6	0.7%	10	5.6%	22	18.0%
平均年齢	32.1歳		35.1歳		39.7歳	

前回調査(H21)と同様に、母子家庭、父子家庭ともに「30歳代前半」が最も多く、平均年齢は前回に比べて父子が5.1歳若くなっている。

問7 そのときの末子の年齢

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	829	100.0%	174	100.0%	119	100.0%
0歳	161	19.4%	12	6.9%	11	9.2%
1～2歳	216	26.1%	37	21.2%	14	11.8%
3～4歳	150	18.1%	40	23.0%	13	10.9%
5～6歳	110	13.3%	25	14.4%	6	5.0%
7～8歳	62	7.5%	19	10.9%	8	6.7%
9～10歳	46	5.5%	21	12.1%	13	10.9%
11～12歳	39	4.7%	11	6.3%	4	3.4%
13～14歳	28	3.4%	4	2.3%	7	5.9%
15～16歳	17	2.0%	4	2.3%	5	4.2%
17～18歳	0	0.0%	1	0.6%	7	5.9%
19歳	0	0.0%	0	0.0%	7	5.9%
20歳以上	—	—	—	—	24	20.2%
平均年齢	4.1歳		5.4歳			

母子家庭は3歳未満の子どもを養育している割合が45.5%、父子家庭は28.1%で、母子家庭の方が、年齢の低い子どもを養育している割合が高い。

問8 ひとり親になった原因

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	868	100.0%	193	100.0%	128	100.0%
死別	7	0.8%	10	5.2%	94	73.4%
離婚	773	89.0%	180	93.3%	33	25.8%
未婚	72	8.3%	2	1.0%	1	0.8%
遺棄	5	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
その他	11	1.3%	1	0.5%	0	0.0%

母子家庭、父子家庭ともに、ひとり親になった原因は「離婚」が最も多く、寡婦は死別が多い。また、前回調査(H21)では、父子家庭の原因は、「死別」(20.0%)、「離婚」(77.8%)であったが、「離婚」の割合が93.3%と高くなった。

問9 ひとり親になって困ったこと(複数回答)

	母子		父子		寡婦	
	回答数	総母子数に対する割合	回答数	総父子数に対する割合	回答数	総寡婦数に対する割合
計	1,622		350		226	
経済的に困った	695	79.3%	96	49.7%	62	47.3%
就職	257	29.3%	27	14.0%	17	13.0%
育児	241	27.5%	97	50.3%	19	14.5%
家事	40	4.6%	68	35.2%	7	5.3%
住宅	112	12.8%	3	1.6%	7	5.3%
精神的な寂しさ	67	7.6%	21	10.9%	45	34.4%
相談相手の不在	41	4.7%	8	4.1%	31	23.7%
自分や家族の健康	107	12.2%	17	8.8%	28	21.4%
その他	16	1.8%	0	0.0%	3	2.3%
特になかった	46	5.3%	13	6.7%	7	5.3%

前回調査(H21)と同様に、母子家庭の母、寡婦とも「経済的に困った」との回答が最も多い。父子家庭の父は、「育児」が最も多いことは前回調査と同様だが、今回は「経済的に困った」が「家事」を上回っている。

問10 現在の住居について

	母子		父子		寡婦	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
計	868	100.0%	191	100.0%	131	100.0%
持家	156	18.0%	84	43.9%	108	82.4%
借家	351	40.5%	39	20.4%	9	6.9%
間借	23	2.6%	2	1.1%	1	0.8%
親族宅	192	22.1%	31	16.2%	7	5.3%
公営住宅	138	15.9%	31	16.2%	4	3.0%
社宅	2	0.2%	2	1.1%	0	0.0%
母子施設	1	0.1%	—	—	—	—
住み込み	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
その他	5	0.6%	2	1.1%	1	0.8%

母子家庭は「借家」が最も多く、父子家庭や寡婦は「持家」が最も多いという傾向は前回調査(H21)と変わらないが、父子家庭は、前回調査では、民間または公営住宅に居住している割合が、17.6%であったが、今回は36.6%と倍増した。

問11 家賃の額

	母子		父子		寡婦	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
計	458	100.0%	67	100.0%	12	100.0%
1万まで	28	6.1%	5	7.5%	1	8.3%
2万まで	88	19.2%	17	25.4%	5	41.7%
3万まで	56	12.2%	11	16.4%	2	16.7%
4万まで	59	12.9%	10	14.9%	2	16.7%
5万まで	105	22.9%	10	14.9%	0	0.0%
6万まで	80	17.5%	11	16.4%	1	8.3%
7万まで	37	8.1%	2	3.0%	1	8.3%
8万まで	2	0.4%	1	1.5%	0	0.0%
8万超	3	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
平均金額	38,263円		33,879円		29,725円	

家賃の平均金額は、すべての家庭において、3万円前後となっており、前回調査(H21)と同様となっている。

問12 公営住宅希望の割合

	母子		父子		寡婦	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
計	467	100.0%	55	100.0%	11	100.0%
希望する	157	33.6%	23	41.8%	3	27.3%
希望しない	310	66.4%	32	58.2%	8	72.7%

前回調査(H21)では、母子家庭の51.1%が希望していたが、今回は希望しないが66.4%と高くなっている。

問13 希望しない理由

	母子		父子		寡婦	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
計	298	100.0%	24	100.0%	8	100.0%
人間関係	100	33.6%	4	16.7%	3	37.5%
場所	113	37.9%	12	50.0%	1	12.5%
その他	85	28.5%	8	33.3%	4	50.0%

母子家庭と父子家庭では、「希望する場所がない」が最も多く、子どもや仕事の関係で、県営住宅のある場所が希望と一致しなかったものと考えられる。

問14・15 ひとり親になる前の仕事と現在の仕事

	母子					
	前		後		後/前	
	人数	構成比	人数	構成比		
計	862	100.0%	870	100.0%	-	
未就労	233	27.0%	119	13.7%	0.5倍	
自営業	40	4.6%	37	4.3%	0.9倍	
常用勤労者	230	26.7%	349	40.1%	1.5倍	
派遣社員	25	2.9%	26	3.0%	1.0倍	
臨時・パート	320	37.1%	323	37.1%	1.0倍	
その他	14	1.6%	16	1.8%	1.1倍	

	父子					
	前		後		後/前	
	人数	構成比	人数	構成比		
計	190	100.0%	192	100.0%	-	
未就労	7	3.7%	15	7.8%	2.1倍	
自営業	38	20.0%	35	18.2%	0.9倍	
常用勤労者	118	62.1%	107	55.7%	0.9倍	
派遣社員	8	4.2%	6	3.1%	0.8倍	
臨時・パート	14	7.4%	25	13.0%	1.8倍	
その他	5	2.6%	4	2.1%	0.8倍	

	寡婦					
	前		後		後/前	
	人数	構成比	人数	構成比		
計	124	100.0%	123	100.0%	-	
未就労	36	29.0%	43	35.0%	1.2倍	
自営業	27	21.8%	26	21.1%	1.0倍	
常用勤労者	34	27.4%	29	23.6%	0.9倍	
派遣社員	0	0.0%	0	0.0%	-	
臨時・パート	23	18.5%	18	14.6%	0.8倍	
その他	4	3.2%	7	5.7%	1.8倍	

母子家庭の母がひとり親になってから、「未就労」の割合が半減し、父子家庭や寡婦では「未就労」が増加している傾向は前回調査(H21)と同様である。

問16 現在 未就労の理由

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	122	100.0%	18	100.0%	23	100.0%
病弱	25	20.5%	6	33.3%	5	21.7%
子どもの養育	38	31.1%	4	22.2%	0	0.0%
適当な職がない	18	14.8%	5	27.8%	4	17.4%
経済的に困らない	0	0.0%	0	0.0%	6	26.1%
技能習得中	21	17.2%	1	5.6%	0	0.0%
その他	20	16.4%	2	11.1%	8	34.8%

前回調査(H21)では、母子家庭の未就労の理由は「病弱」が最も多かったが、今回は「子どもの養育」が多くなっている。父子家庭では、前回調査と同様に「病弱」が多くなっている。

問17 今後の就労予定

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	117	100.0%	15	100.0%	37	100.0%
探している	51	43.6%	9	60.0%	3	8.1%
しない	0	0.0%	0	0.0%	26	70.3%
いずれ	52	44.4%	4	26.7%	3	8.1%
分からない	14	12.0%	2	13.3%	5	13.5%

問18 どのような形態の仕事を希望するか

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	101	100.0%	11	100.0%	6	100.0%
自営業	7	6.9%	0	0.0%	0	0.0%
常用勤労者	61	60.4%	10	90.9%	0	0.0%
派遣社員	1	1.0%	0	0.0%	0	0.0%
臨時パート	30	29.7%	1	9.1%	6	100.0%
その他	2	2.0%	0	0.0%	0	0.0%

母子家庭、父子家庭ともに「常用勤労者」が最も多くなっている。

問19 求職の方法

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	98	100.0%	11	100.0%	6	100.0%
職業安定所	74	75.5%	7	63.6%	4	66.6%
マザーズコーナー	1	1.0%	0	0.0%	0	0.0%
就業・自立支援センター	1	1.0%	0	0.0%	1	16.7%
支援プログラム	2	2.0%	0	0.0%	0	0.0%
友人・知人の紹介	5	5.1%	1	9.1%	1	16.7%
家族・親戚の紹介	2	2.0%	0	0.0%	0	0.0%
求人広告	4	4.1%	1	9.1%	0	0.0%
企業の募集チラシ	3	3.1%	0	0.0%	0	0.0%
インターネット	3	3.1%	2	18.2%	0	0.0%
その他	3	3.1%	0	0.0%	0	0.0%

すべての家庭において、「職業安定所」を通じて求職を希望しており、次いで「友人・知人の紹介」が多くなっている。

問20 職種の希望

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	96	100.0%	12	100.0%	6	100.0%
専門職	22	22.9%	0	0.0%	2	33.3%
管理職	0	0.0%	1	8.3%	0	0.0%
事務	29	30.2%	2	16.7%	0	0.0%
販売	6	6.3%	1	8.3%	1	16.7%
運輸通信	1	1.0%	1	8.3%	0	0.0%
技能職	4	4.2%	4	33.4%	0	0.0%
サービス	30	31.2%	2	16.7%	1	16.7%
その他	4	4.2%	1	8.3%	2	33.3%

職種の希望は、母子家庭では「サービス業」が、父子家庭では「技能職」が最も多くなっている。次いで「事務職」が多くなっている。

問21 今の仕事の職種

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	722	100.0%	167	100.0%	71	100.0%
専門職	193	26.7%	7	4.2%	17	23.9%
管理職	5	0.7%	1	0.6%	4	5.6%
事務	173	24.0%	4	2.4%	10	14.1%
販売	83	11.5%	14	8.4%	7	9.9%
運輸通信	8	1.1%	30	17.9%	0	0.0%
技能職	65	9.0%	84	50.3%	5	7.0%
サービス	130	18.0%	18	10.8%	10	14.1%
その他	65	9.0%	9	5.4%	18	25.4%

現在就労している母子家庭や父子家庭では、母子家庭は看護師などの「専門職」が最も多く、父子家庭は「技能職」が最も多くなっている。

問22 今の仕事の求職方法

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	724	100.0%	165	100.0%	62	100.0%
職業安定所	251	34.7%	39	23.6%	7	11.3%
マザーズコーナー	13	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
就業・自立支援センター	5	0.7%	0	0.0%	2	3.2%
支援プログラム	4	0.5%	0	0.0%	1	1.6%
友人・知人の紹介	171	23.6%	57	34.6%	20	32.3%
家族・親戚の紹介	66	9.1%	27	16.4%	7	11.3%
求人広告	67	9.3%	16	9.7%	6	9.7%
企業の募集チラシ	35	4.8%	4	2.4%	3	4.8%
インターネット	13	1.8%	1	0.6%	1	1.6%
その他	99	13.7%	21	12.7%	15	24.2%

現在就労している母子家庭や父子家庭の求職した方法は、母子家庭では未就労の方と同様に「職業安定所」が最も多く、次いで「友人・知人」となっているが、父子家庭では、「友人・知人」が最も多く、次いで「職業安定所」となっている。寡婦は「友人・知人」が最も多い。

問23 就労者の帰宅時間

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	738	100.0%	173	100.0%	71	100.0%
5時前	95	12.9%	17	9.8%	5	7.0%
5時台	245	33.2%	45	26.0%	21	29.6%
6時台	188	25.5%	46	26.6%	19	26.8%
7時台	59	8.0%	13	7.5%	7	9.8%
8時台	22	3.0%	8	4.6%	0	0.0%
9時以降	22	3.0%	15	8.7%	1	1.4%
一定せず	86	11.6%	17	9.8%	10	14.1%
その他	21	2.8%	12	7.0%	8	11.3%

前回調査(H21)と同様にすべての家庭において、「午後5時台」と「午後6時台」を合わせると、50%以上を占めている。

問24 就労者の週平均労働時間

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	714	100.0%	168	100.0%	67	100.0%
20H未満	29	4.1%	7	4.2%	5	7.5%
20H台	74	10.4%	7	4.2%	5	7.5%
30H台	172	24.1%	14	8.3%	9	13.4%
40H台	386	54.0%	85	50.6%	37	55.2%
50H台	37	5.2%	23	13.7%	8	11.9%
60H台	11	1.5%	14	8.3%	2	3.0%
70時間超	5	0.7%	18	10.7%	1	1.5%
平均	37.7時間		46.4時間		39.3時間	

母子家庭は「30～40時間台」が多く、父子家庭は「40～50時間台」が多い。

問25 転職希望者の割合と転職したい理由(2つまで回答)

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
就労者数	757		178		88	
転職したい	298	39.4%	60	33.7%	15	17.0%
	回答数	転職希望者 に対する割合	回答数	転職希望者 に対する割合	回答数	転職希望者 に対する割合
計	463		95		27	
収入が少ない	220	73.8%	47	78.3%	5	33.3%
職場が遠い	33	11.1%	7	11.7%	2	13.3%
勤務時間が長い	28	9.4%	4	6.7%	1	6.7%
仕事がきつい	47	15.8%	11	18.3%	7	46.7%
自分に不向き	19	6.4%	2	3.3%	2	13.3%
休暇が少ない	21	7.0%	7	11.7%	1	6.7%
休暇が取りにくい	42	14.1%	9	15.0%	5	33.3%
人間関係	27	9.1%	2	3.3%	4	26.7%
その他	26	8.7%	6	10.0%	0	0.0%

転職希望について、母子家庭の母や寡婦は前回調査に比べてその割合が減少しているが、理由については前回調査(H21)と同様に「収入が少ない」ことが最も多い。父子家庭の父は転職希望の比率が増加している。

問26・27 就職・転職には資格が必要？現在持っている資格

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	851	100.0%	186	100.0%	107	100.0%
資格が必要と思う	785	92.2%	167	89.8%	103	96.3%
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
計	883	100.0%	111	100.0%	125	100.0%
調理師	44	5.0%	12	10.8%	21	16.8%
理・美容師	26	2.9%	1	0.9%	2	1.6%
保育士	40	4.5%	0	0.0%	4	3.2%
看護師・准看護師	66	7.5%	0	0.0%	8	6.4%
理学療法士	2	0.2%	1	0.9%	0	0.0%
作業療法士	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
訪問介護員	105	11.9%	4	3.6%	32	25.6%
介護福祉士	61	6.9%	2	1.8%	9	7.2%
介護支援専門員	12	1.4%	0	0.0%	4	3.2%
医療事務	96	10.9%	0	0.0%	3	2.4%
簿記	181	20.5%	10	9.0%	17	13.6%
パソコン	122	13.8%	8	7.2%	12	9.6%
その他	126	14.3%	73	65.8%	13	10.4%

すべての家庭において、9割前後の人が「就職や転職には資格が必要」と回答しており、現在持っている資格としては、母子家庭では「簿記」が最も多く、次いで「訪問介護員」となっており、父子家庭では、「その他」を除くと「調理師」が最も多くなっており、次いで「簿記」となっている。「その他」の中では、自動車関係や工事関係の資格が多い。寡婦では、「訪問介護員」、「調理師」の順になっている。

問26・29 就職・転職には資格が必要？取得したい資格(3つまで)

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	851	100.0%	186	100.0%	107	100.0%
資格が必要と思う	785	92.2%	167	89.8%	103	96.3%
	回答数	総母子数に対する割合	回答数	総父子数に対する割合	回答数	総寡婦数に対する割合
計	1,650		216		156	
調理師	107	12.2%	25	13.0%	19	14.5%
理・美容師	39	4.5%	10	5.2%	2	1.5%
保育士	78	8.9%	8	4.1%	7	5.3%
看護師・准看護師	162	18.5%	7	3.6%	13	9.9%
理学療法士	89	10.2%	15	7.8%	8	6.1%
作業療法士	64	7.3%	17	8.8%	2	1.5%
訪問介護員	68	7.8%	8	4.1%	10	7.6%
介護福祉士	100	11.4%	21	10.9%	13	9.9%
介護支援専門員	135	15.4%	15	7.8%	22	16.8%
医療事務	257	29.3%	4	2.1%	13	9.9%
簿記	101	11.5%	4	2.1%	6	4.6%
パソコン	373	42.6%	50	25.9%	36	27.5%
その他	77	8.8%	32	16.6%	5	3.8%

すべての家庭において、取得したい資格は「パソコン」が最も多くなっており、母子家庭では次いで「医療事務」、「看護師」となっており、父子家庭では次いで「調理師」、「介護福祉士」となっている。

問28 現在お持ちの資格は、今の仕事に役立っているか？

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	601	100.0%	111	100.0%	78	100.0%
とても役にたっている	209	34.8%	37	33.3%	28	35.9%
まあまあ役にたっている	117	19.5%	40	36.1%	15	19.2%
役にたっていない	165	27.4%	22	19.8%	9	11.6%
分からない	36	6.0%	6	5.4%	4	5.1%
未就労	74	12.3%	6	5.4%	22	28.2%

問30 資格取得を困難にするもの(複数回答)

	母子		父子		寡婦	
	回答数	総母子数に対する割合	回答数	総父子数に対する割合	回答数	総寡婦数に対する割合
計	1,674		303		130	
時間がない	563	64.3%	115	59.6%	46	35.1%
経済的に余裕がない	671	76.6%	116	60.1%	31	23.7%
方法がわからない	71	8.1%	17	8.8%	6	4.6%
場所が遠い	147	16.8%	12	6.2%	13	9.9%
子どもの預け先がない	171	19.5%	22	11.4%	3	2.3%
その他	12	1.4%	2	1.0%	4	3.1%
特になし	39	4.5%	19	9.8%	27	20.6%

前回調査(H21)同様、すべての家庭において、「経済的に余裕がない」、「時間がない」が上位を占めている。

問31 世帯の主な生計

	母子		父子		寡婦	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
計	1,015	100.0%	200	100.0%	139	100.0%
本人の収入	715	70.4%	162	81.0%	65	46.8%
世帯員の収入	59	5.8%	15	7.5%	17	12.2%
仕送り	14	1.4%	1	0.5%	4	2.9%
養育費	49	4.8%	1	0.5%	0	0.0%
年金・手当	123	12.1%	11	5.5%	52	37.4%
生活保護	36	3.6%	5	2.5%	0	0.0%
その他	19	1.9%	5	2.5%	1	0.7%

世帯の主な生計については、母子家庭、父子家庭ともに「本人の収入」が7割以上を占めているが、「養育費」に関しては、前回調査(H21)よりも母子家庭については2.0ポイント増加しているものの、低い割合となっている。

問32 世帯の年間収入

	母子		父子		寡婦	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
計	651	100.0%	153	100.0%	114	100.0%
50万円まで	17	2.6%	4	2.6%	10	8.8%
100万円まで	60	9.2%	11	7.2%	9	7.9%
150万円まで	116	17.8%	13	8.5%	20	17.5%
200万円まで	163	25.0%	22	14.4%	24	21.0%
250万円まで	124	19.1%	26	17.0%	8	7.0%
300万円まで	93	14.3%	37	24.2%	14	12.3%
350万円まで	23	3.5%	16	10.4%	4	3.5%
400万円まで	23	3.5%	13	8.5%	7	6.1%
450万円まで	10	1.5%	3	2.0%	1	0.9%
500万円まで	11	1.7%	7	4.6%	4	3.5%
600万円まで	8	1.2%	1	0.6%	2	1.8%
700万円まで	1	0.2%	0	0.0%	3	2.6%
800万円まで	1	0.2%	0	0.0%	6	5.3%
900万円まで	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
900万円以上	0	0.0%	0	0.0%	2	1.8%
平均年収	約218万円		約262万円		約275万円	

母子世帯の収入は、「101万円から250万円まで」が61.9%を占めており前回調査(H21)と同様であるが、平均年収は218万円と前回調査より7万円減額となっている。父子家庭の収入は、「151万円から300万円まで」が55.6%を占めており、前回調査より占める割合は高くなっているが、平均年収では262万円と66万円少なくなっている。寡婦世帯も平均年収は前回調査より7万円少なくなっている。

問33 生活状況

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	863	100.0%	192	100.0%	125	100.0%
余裕あり	3	0.3%	0	0.0%	6	4.8%
ややあり	10	1.2%	1	0.5%	6	4.8%
普通	156	18.1%	33	17.2%	59	47.2%
やや苦しい	333	38.6%	77	40.1%	38	30.4%
苦しい	361	41.8%	81	42.2%	16	12.8%

「生活が苦しい」「やや苦しい」と感じている母子家庭は80.4%、父子家庭では82.3%となっており、前回調査(H21)と比べて母子家庭はその割合が少し下がっているが、父子家庭はやや高くなっている。

問34 現在の社会保険加入状況

		母子		父子		寡婦	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
雇用保険	計	711	100.0%	164	100.0%	63	100.0%
	加入	585	82.3%	121	73.8%	39	61.9%
	未加入	126	17.7%	43	26.2%	24	38.1%
健康保険	計	795	100.0%	174	100.0%	111	100.0%
	加入	489	61.5%	98	56.3%	48	43.2%
	国保加入	299	37.6%	73	42.0%	60	54.1%
	未加入	7	0.9%	3	1.7%	3	2.7%
公的年金	計	768	100.0%	164	100.0%	83	100.0%
	加入	437	56.9%	86	52.4%	46	55.4%
	国年加入	254	33.1%	59	36.0%	26	31.3%
	未加入	77	10.0%	19	11.6%	11	13.3%

健康保険、公的年金、雇用保険ともに高い割合で加入している。

問35 世帯の年間医療費

	母子		父子		寡婦	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
計	501	100.0%	103	100.0%	91	100.0%
1万まで	102	20.3%	22	21.4%	9	9.9%
5万まで	274	54.7%	40	38.8%	42	46.1%
10万まで	91	18.2%	30	29.1%	22	24.2%
20万まで	24	4.8%	6	5.8%	13	14.3%
20万超	10	2.0%	5	4.9%	5	5.5%
平均金額	約50,782円		約66,379円		約96,319円	

年間医療費はすべての家庭において、「5万円まで」の割合が最も多くなっている。平均金額としては、寡婦が最も多くなっている。

問36 本人が病気の時、主に世話は誰が

	母子		父子		寡婦	
	人数	総母子数に対する割合	人数	総父子数に対する割合	人数	総寡婦数に対する割合
計	918		204		129	
子ども	150	17.1%	30	15.5%	72	55.0%
家族	130	14.8%	52	26.9%	16	12.2%
実家・親戚	401	45.8%	70	36.3%	13	9.9%
近所の人	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
友人・知人	29	3.3%	3	1.6%	3	2.3%
介護人	1	0.1%	0	0.0%	3	2.3%
家政婦	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	2	0.2%	0	0.0%	1	0.8%
誰もいない	205	23.4%	49	25.4%	20	15.3%

問36 お子さんが病気の時、主に世話は誰が

	母子		父子		寡婦	
	人数	総母子数に対する割合	人数	総父子数に対する割合	人数	総寡婦数に対する割合
計	1,050	100.0%	235	100.0%	122	100.0%
あなた	705	80.5%	112	58.0%	80	61.1%
家族	110	12.6%	65	33.7%	34	26.0%
実家・親戚	211	24.1%	56	29.0%	4	3.1%
近所の人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
友人・知人	2	0.2%	1	0.5%	0	0.0%
介護人	4	0.5%	0	0.0%	2	1.5%
家政婦	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	6	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
誰もいない	12	1.4%	1	0.5%	2	1.5%

子どもが病気の時、父子家庭は同居家族に頼ることができる割合が高いが、母子家庭はその割合が低く、母子本人の負担が大きいことが推測できる。

問37・38 子どもの保育状況 就学前・小学校低学年の放課後

		母子		父子	
		人数	構成比	人数	構成比
就学前	計	239	100.0%	30	100.0%
	あなた	38	15.9%	3	10.0%
	家族	9	3.8%	6	20.0%
	実家・親戚	7	2.9%	3	10.0%
	近所の人	0	0.0%	0	0.0%
	保育所 幼稚園	184	77.0%	18	60.0%
	その他	1	0.4%	0	0.0%
小学校 低学年	計	196	100.0%	40	100.0%
	あなた	34	17.3%	6	15.0%
	祖父母等	53	27.0%	9	22.5%
	子どもの兄弟	10	5.1%	0	0.0%
	実家・親戚	8	4.1%	5	12.5%
	近所の人	0	0.0%	0	0.0%
	友人・知人	0	0.0%	0	0.0%
	放課後児童クラブ	76	38.8%	19	47.5%
	その他	1	0.5%	1	2.5%
誰もいない	14	7.2%	0	0.0%	

母子家庭・父子家庭ともに、前回調査(H21)よりも、就学前では「保育所・幼稚園」、小学校では「放課後児童クラブ」の割合が高くなっている。特に、父子家庭では前回調査は就学前で「あなた」、小学校で「祖父母等」が高かったが、今回は「保育所・幼稚園」、「放課後児童クラブ」が高い割合となっている。

問39 こどもの進学はどこまで希望？

	母子		父子		寡婦	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
計	783	100.0%	165	100.0%	10	100.0%
中学校	3	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
高校	227	29.0%	73	44.2%	0	0.0%
高等専門学校	56	7.2%	10	6.1%	1	10.0%
短大	36	4.6%	3	1.8%	2	20.0%
大学・大学院	330	42.1%	57	34.6%	4	40.0%
専修学校・各種学校	101	12.9%	16	9.7%	1	10.0%
その他	30	3.8%	6	3.6%	2	20.0%

母子家庭では、「大学まで」が42.1%、次いで「高校まで」が29.0%となっている。父子家庭は「高校まで」が44.2%で次いで「大学まで」が34.6%となっている。寡婦は「大学まで」が40.0%、次いで「短大」が20.0%となっている。

- 問40 養育費について相談した相手(複数回答)
 問41 養育費の取り決めをしたか
 問43 養育費の受給状況

	母子		父子		寡婦		
	回答数	離婚・未婚数 に対する割合	回答数	離婚・未婚数 に対する割合	回答数	離婚・未婚数 に対する割合	
相談した相手	計	1,038	183	33			
	親族	225	26.6%	23	12.6%	4	11.8%
	知人・友人	107	12.7%	6	3.3%	0	0.0%
	役所	64	7.6%	13	7.1%	2	5.9%
	母子会	5	0.6%	0	0.0%	1	2.9%
	弁護士	113	13.4%	3	1.6%	2	5.9%
	家庭裁判所	131	15.5%	8	4.4%	6	17.6%
	民間団体	3	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
	その他	6	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
	相談せず	384	45.4%	130	71.4%	18	52.9%
離婚・未婚者数 (問8回答より)	845		182		34		
養育費の 取り決め	回答者計	836	100.0%	176	100.0%	30	100.0%
	した (文書あり)	237	28.4%	18	10.2%	4	13.3%
	した (文書なし)	143	17.1%	10	5.7%	4	13.3%
	していない	456	54.5%	148	84.1%	22	73.4%
養育費取り決めした (文書あり+なし)	380		28		8		
養育費 の受給状況	回答者計	848	100.0%	175	100.0%	31	100.0%
	受給中	195	23.0%	5	2.9%	0	0.0%
	過去に受給 (今はなし)	105	12.4%	5	2.9%	10	32.3%
	全くない	548	64.6%	165	94.2%	21	67.7%

離婚及び未婚の母や父において、養育費の取り決めをした割合は、母子家庭で45.5%父子家庭で5.9%、寡婦で26.6%となっており、前回調査(H21)から、母子家庭、父子家庭については増加しているが、養育費の相談については、「誰にも相談せず」が母子家庭、寡婦で50%近くを占め、父子家庭では70%を超えている。

問42 養育費の取り決めをしていない理由

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	449	100.0%	142	100.0%	22	100.0%
経済的に問題なし	3	0.7%	4	2.8%	1	4.5%
交渉がわずらわしい	39	8.7%	23	16.2%	2	9.1%
相手に意志・能力がない	175	39.0%	58	40.9%	8	36.4%
請求できないと思った	23	5.1%	8	5.6%	0	0.0%
引き取った方が負担する とっていた	7	1.6%	5	3.5%	0	0.0%
交渉がまとまらなかった	40	8.9%	4	2.8%	2	9.1%
現在交渉中または 今後交渉予定	8	1.8%	0	0.0%	1	4.5%
相手と関わりたくなかった	134	29.8%	38	26.8%	8	36.4%
その他	20	4.4%	2	1.4%	0	0.0%

養育費の取り決めをしなかった理由について、すべての家庭において、前回調査(H21)と同様に「相手に意志・能力がない」が最も多く、次いで「相手と関わりたくなかった」となっている。

問44・45 養育費の月額と受給期間

		母子		父子		寡婦	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
養育費の月額	計	278	100.0%	9	100.0%	7	100.0%
	1万円未満	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%
	1万円台	25	9.0%	2	22.2%	0	0.0%
	2万円台	45	16.2%	3	33.4%	3	42.8%
	3万円台	63	22.7%	0	0.0%	1	14.3%
	4万円台	30	10.8%	1	11.1%	0	0.0%
	5万円台	41	14.7%	1	11.1%	0	0.0%
	6万円台	21	7.6%	0	0.0%	0	0.0%
	7万円台	9	3.2%	0	0.0%	1	14.3%
	8万円台	7	2.5%	0	0.0%	0	0.0%
	9万円台	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
	10万円台	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
	11万円以上	5	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
	決まっていない	26	9.3%	2	22.2%	2	28.6%
養育費の受給期間	計	270	100.0%	7	100.0%	8	100.0%
	1年未満	6	2.2%	0	0.0%	0	0.0%
	1～2年	19	7.0%	2	28.6%	0	0.0%
	3～4年	7	2.6%	0	0.0%	1	12.5%
	5～6年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	7～8年	12	4.5%	0	0.0%	0	0.0%
	9～10年	10	3.7%	0	0.0%	0	0.0%
	11～12年	10	3.7%	0	0.0%	1	12.5%
	13～14年	17	6.3%	0	0.0%	1	12.5%
	15～16年	12	4.5%	1	14.2%	2	25.0%
	17～18年	64	23.7%	0	0.0%	3	37.5%
	19～20年	78	28.9%	2	28.6%	0	0.0%
	21～22年	9	3.3%	0	0.0%	0	0.0%
	決まっていない	26	9.6%	2	28.6%	0	0.0%

母子家庭の養育費の受給の状況としては、前回調査(H21)と同様に「月3万円台が最も多く、子どもが「18歳又は20歳まで」という取り決めが多い。

問46 面会交流の取り決めをしたか

問47 面会交流の実施状況

		母子		父子		寡婦	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
離婚者数		773		180		33	
面会交流の取り決め	回答者計	754	100.0%	172	100.0%	29	100.0%
	した(文書あり)	126	16.7%	23	13.4%	1	3.4%
	した(文書なし)	120	15.9%	23	13.4%	1	3.4%
	していない	508	67.4%	126	73.2%	27	93.2%
面会交流取り決めした(文書あり+なし)		246		46		2	
面会交流の実施状況	回答者計	741	100.0%	169	100.0%	28	100.0%
	面会中	224	30.2%	46	27.2%	0	0.0%
	過去に面会(今はなし)	139	18.8%	33	19.5%	5	17.9%
	全くない	378	51.0%	90	53.3%	23	82.1%

面会交流の取り決めをした母子家庭は32.6%、父子家庭は26.8%となっており、養育費の取り決めをしても、面会交流の取り決めは行っていない家庭がみられる。

問49 取り決めをしていない理由

	母子		父子		寡婦	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
計	447	57.8%	111	61.7%	26	78.8%
制度を知らなかった	51	6.6%	8	4.4%	2	6.1%
相手と関わりたくない	188	24.3%	58	32.2%	13	39.4%
相手が望まなかった	89	11.5%	18	10.0%	6	18.2%
子どもが望まない	26	3.4%	8	4.4%	2	6.1%
交渉がまとまらなかった	22	2.8%	5	2.8%	1	3.0%
その他	71	9.2%	14	7.8%	2	6.1%

面会交流の取り決めをしなかった理由は、「相手と関わりたくない」という回答が母子家庭、父子家庭、寡婦ともに多いが次いで「相手が望まなかった」という回答が多い。

問48 面会交流の頻度

1. 1年に〇回

	母子		父子		寡婦	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	287	100.0%	66	100.0%	2	100.0%
年に1回～11回(年1回以上)	191	66.5%	39	59.1%	1	50.0%
年に12回～51回(月1回以上)	92	32.1%	25	37.9%	1	50.0%
年に52回以上(週1回以上)	4	1.4%	2	3.0%	0	0.0%
平均回数	9.4		13.5		6.5	

2. 〇年に1回

	母子		父子		寡婦	
	人数	14	人数	2	人数	1
平均回数	3.8		3.0		15.0	

面会交流の頻度は、母子家庭、父子家庭ともに年に数回の頻度で行っている割合が高かった。1年間の平均回数としては、母子家庭が9.4回、父子家庭が13.5回で、父子家庭の方が多。

問50 生活上の問題(3つまで)

	母子		父子		寡婦	
	人数	総母子数に対する割合	人数	総父子数に対する割合	人数	総寡婦数に対する割合
計	2,439		488		267	
家計のこと	656	74.9%	121	62.7%	43	32.8%
仕事のこと	309	35.3%	70	36.3%	15	11.5%
住居のこと	134	15.3%	16	8.3%	7	5.3%
家事のこと	21	2.4%	16	8.3%	6	4.6%
自分や家族の健康	204	23.3%	46	23.8%	64	48.9%
子どもの養育	256	29.2%	48	24.9%	0	0.0%
子どもの進学や就職	468	53.4%	97	50.3%	4	3.1%
子どもの行動	84	9.6%	24	12.4%	5	3.8%
家族との人間関係	31	3.5%	5	2.6%	8	6.1%
親戚・近所との人間関係	7	0.8%	0	0.0%	10	7.6%
老後のこと	224	25.6%	25	13.0%	79	60.3%
相談相手がいない	18	2.1%	7	3.6%	11	8.4%
その他	8	0.9%	2	1.0%	3	2.3%
特になし	19	2.2%	11	5.7%	12	9.2%

母子家庭、父子家庭ともに、生活上の悩み、問題は、「家計のこと」が最も多く、次いで「子どもの進学や就職」「仕事のこと」「子どもの養育」の順となっている。寡婦においては、「老後のこと」が最も多く、次いで「自分や家族の健康」「家計のこと」の順となっている。

問51 相談相手(3つまで)

	母子		父子		寡婦	
	人数	総母子数に対する割合	人数	総父子数に対する割合	人数	総寡婦数に対する割合
計	1,437		298		204	
親族	620	70.8%	130	67.4%	102	77.9%
知人・友人	498	56.8%	86	44.6%	61	46.6%
職場の同僚	161	18.4%	35	18.1%	5	3.8%
母子自立支援員	24	2.7%	5	2.6%	5	3.8%
民生委員・児童委員	5	0.6%	5	2.6%	7	5.3%
県・市町村	34	3.9%	7	3.6%	9	6.9%
母子会	6	0.7%	0	0.0%	5	3.8%
その他	13	1.5%	3	1.6%	2	1.5%
誰もいない	34	3.9%	16	8.3%	2	1.5%
相談しない	42	4.8%	11	5.7%	6	4.6%

相談相手としては、前回調査(H21)と同様、「親族」「知人・友人」「職場の同僚」が主となっており、母子・父子自立支援員などの行政関係者に相談しようと考えている人は少ない。

問52 各種制度の熟知度

母子家庭	利用している、 利用したことがある		利用し てよ かった	あまり 役に立 たな	知っているが、 利用していない		知らない	
	回答数	構成比			回答数	構成比	回答数	構成比
①母子寡婦福祉資金貸付金制度	48	6.0%	30	1	289	36.2%	462	57.8%
②児童扶養手当	823	98.0%	507	10	13	1.5%	4	0.5%
③母子自立支援員制度	58	7.4%	34	6	303	38.5%	425	54.1%
④ひとり親家庭等医療費助成事業	231	28.7%	131	18	251	31.2%	323	40.1%
⑤県母子会の就業支援講習会	64	8.0%	38	11	287	35.7%	452	56.3%
⑥県母子会の相談事業	22	2.7%	7	7	306	38.0%	478	59.3%
⑦母子生活支援施設	12	1.5%	5	2	294	36.7%	496	61.8%
⑧母子家庭等日常生活支援事業	3	0.4%	1	0	143	17.9%	652	81.7%
⑨ショートステイ	13	1.6%	3	3	170	21.2%	618	77.2%
⑩トワイライトステイ	5	0.6%	1	2	152	19.0%	642	80.4%
⑪自立支援教育訓練給付金事業	22	2.7%	18	2	243	30.4%	535	66.9%
⑫高等技能訓練促進費等事業	25	3.1%	18	1	201	25.1%	575	71.8%
⑬プログラム策定事業	16	2.0%	10	2	141	17.6%	643	80.4%
⑭こども自立支援事業	8	1.0%	4	3	175	22.0%	614	77.0%
⑮県営住宅の優先入居	80	10.0%	26	27	428	53.2%	296	36.8%
⑯職業的自立促進事業	10	1.2%	7	1	193	24.2%	596	74.6%
⑰マザーズコーナー	54	6.7%	25	14	127	15.9%	621	77.4%
⑱JR通勤割引	11	1.4%	7	1	152	19.0%	638	79.6%

母子家庭の各種制度についての認知状況は、「児童扶養手当」が最も高く、次いで「県営住宅の優先入居」「ひとり親家庭等医療費助成事業」となっているが、前回調査(H21)と比べて認知度は上がっていない。

父子家庭	利用している、 利用したことがある		利用し てよ かった	あまり 役に立 たな	知っているが、 利用していない		知らない	
	回答数	構成比			回答数	構成比	回答数	構成比
②児童扶養手当	164	96.4%	106	2	3	1.8%	3	1.8%
④ひとり親家庭等医療費助成事業	49	31.2%	28	3	33	21.0%	75	47.8%
⑤県母子会の就業支援講習会	1	0.7%	1	0	22	15.5%	119	83.8%
⑥県母子会の相談事業	3	2.1%	2	0	19	13.4%	120	84.5%
⑧母子家庭等日常生活支援事業	2	1.4%	2	0	18	12.8%	121	85.8%
⑨ショートステイ	3	2.0%	1	0	12	8.1%	133	89.9%
⑩トワイライトステイ	2	1.4%	2	0	9	6.1%	135	92.5%
⑪自立支援教育訓練給付金事業	2	1.4%	2	0	11	7.6%	131	91.0%
⑫高等技能訓練促進費等事業	2	1.4%	2	0	11	7.5%	133	91.1%
⑬プログラム策定事業	2	1.4%	1	0	8	5.5%	136	93.1%
⑭こども自立支援事業	3	2.0%	1	0	13	8.7%	134	89.3%
⑮県営住宅の優先入居	3	2.0%	1	1	33	22.2%	113	75.8%
⑱JR通勤割引	2	1.3%	2	0	10	6.7%	137	92.0%

父子家庭においては、前回調査(H21)時に比べて、利用できる制度が増えたものの、認知度は上がっていない。

寡婦	利用している、 利用したことがあ		利用し てよ かった	あまり 役に立 たな	知っているが、 利用していない		知らない	
	回答数	構成比			回答数	構成比	回答数	構成比
①母子寡婦福祉資金貸付金制度	25	24.3%	20	2	64	62.1%	14	13.6%
②児童扶養手当	41	42.3%	36	0	51	52.6%	5	5.1%
③母子自立支援員制度	5	5.2%	4	0	71	74.0%	20	20.8%
④ひとり親家庭等医療費助成事業	6	6.3%	2	2	61	64.2%	28	29.5%
⑤県母子会の就業支援講習会	27	27.0%	19	3	58	58.0%	15	15.0%
⑥県母子会の相談事業	3	3.1%	0	1	74	75.5%	21	21.4%
⑦母子生活支援施設	2	2.1%	0	0	65	67.7%	29	30.2%
⑧母子家庭等日常生活支援事業	3	3.3%	1	0	61	66.3%	28	30.4%
⑨ショートステイ	1	1.1%	0	0	63	66.3%	31	32.6%
⑩トワイライトステイ	0	0.0%	0	0	51	55.4%	41	44.6%
⑪自立支援教育訓練給付金事業	3	3.3%	1	0	59	64.1%	30	32.6%
⑫高等技能訓練促進費等事業	2	2.2%	1	0	56	60.9%	34	36.9%
⑬プログラム策定事業	1	1.1%	0	1	49	53.3%	42	45.6%
⑭こども自立支援事業	2	2.2%	0	0	56	62.2%	32	35.6%
⑮県営住宅の優先入居	0	0.0%	0	0	70	73.7%	25	26.3%
⑯職業的自立促進事業	0	0.0%	0	0	61	64.9%	33	35.1%
⑰マザーズコーナー	1	1.1%	0	0	35	37.6%	57	61.3%
⑱JR通勤割引	6	6.3%	4	0	45	47.4%	44	46.3%

寡婦においては、母子会を通じて情報が提供されていることもあり、認知度は前回調査と比べて上がっている制度が多い。

問53 情報を得た手段(複数回答)

	母子		父子		寡婦	
	人数	総母子数に対する割合	人数	総父子数に対する割合	人数	総寡婦数に対する割合
計	874		178		107	
役所の窓口	395	45.1%	67	34.7%	28	21.4%
母子自立支援員	59	6.7%	8	4.1%	16	12.2%
市町村の広報誌	113	12.9%	24	12.4%	12	9.2%
母子会	16	1.8%	1	0.5%	32	24.4%
新聞・テレビなど	28	3.2%	15	7.8%	4	3.1%
民生委員・児童委員	17	1.9%	4	2.1%	3	2.3%
知人・友人	151	17.2%	43	22.3%	9	6.9%
インターネット	77	8.8%	9	4.7%	2	1.5%
その他	18	2.1%	7	3.6%	1	0.8%

母子家庭、父子家庭ともに「役所の窓口」「市町村の広報誌」で50%を超え、次いで「知人・友人」となっている。寡婦は「母子会」を通じて情報を得た人が最も多い。

問54 希望する情報伝達方法(2つまで)

	母子		父子		寡婦	
	人数	総母子数に対する割合	人数	総父子数に対する割合	人数	総寡婦数に対する割合
計	1,213		250		179	
役所の窓口	409	46.7%	89	46.1%	31	23.7%
母子自立支援員	97	11.1%	12	6.2%	21	16.0%
市町村の広報誌	262	29.9%	57	29.5%	34	26.0%
母子会	10	1.1%	1	0.5%	44	33.6%
新聞・テレビなど	118	13.5%	33	17.1%	22	16.8%
民生委員・児童委員	28	3.2%	11	5.7%	9	6.9%
知人・友人	41	4.7%	10	5.2%	3	2.3%
インターネット	161	18.4%	26	13.5%	14	10.7%
メルマガ	57	6.5%	4	2.1%	1	0.8%
その他	30	3.4%	7	3.6%	0	0.0%

母子家庭、父子家庭とも「役所の窓口」や「市町村の広報誌」で情報伝達してほしいというものが多い。

問55 今後希望する施策(3つまで)

	母子		父子		寡婦	
	人数	総母子数に対する割合	人数	総父子数に対する割合	人数	総寡婦数に対する割合
計	2,056		391		256	
職業訓練の場や働く機会の増加	240	27.4%	27	14.0%	41	31.3%
養育費の確保対策の充実	151	17.2%	44	22.8%	14	10.7%
児童扶養手当制度の充実	561	64.0%	119	61.7%	16	12.2%
公営住宅の優先入居	120	13.7%	19	9.8%	6	4.6%
家庭生活支援員派遣制度の充実	11	1.3%	11	5.7%	3	2.3%
夜間・休日・病児、病後児保育の充実	171	19.5%	26	13.5%	17	13.0%
学童保育の充実	125	14.3%	21	10.9%	13	9.9%
就業支援講習会の充実	233	26.6%	35	18.1%	40	30.5%
相談窓口の充実	52	5.9%	18	9.3%	25	19.1%
医療費制度の充実	253	28.9%	50	25.9%	31	23.7%
貸付金制度の充実	72	8.2%	2	1.0%	16	12.2%
母子団体の活動強化	14	1.6%	2	1.0%	18	13.7%
公的機関によるネットワークの構築	39	4.5%	14	7.3%	16	12.2%
その他	14	1.6%	3	1.6%	0	0.0%

今後希望する施策として、母子家庭、父子家庭ともに「児童扶養手当等制度の充実」が最も多く60%を超えている。次いで、母子家庭では「医療制度の充実」が28.9%、「就業支援講習会の充実」が26.6%となっている。父子家庭では、「医療費制度の充実」が25.9%、「養育費の確保対策の充実」が22.8%となっている。寡婦は「職業訓練の場や働く機会の増加」が最も多く31.3%、次いで「就業支援講習会の充実」が30.5%、「医療費制度の充実」が23.7%となっている。

2 徳島県ひとり親家庭等実態調査実施要綱

1 調査の目的

この調査は、県内の母子家庭、父子家庭、寡婦の生活実態等を把握し、母子及び寡婦福祉法第 12 条の規定に基づき、徳島県ひとり親家庭等自立促進計画改定のための基礎資料とする。

2 調査の実施主体（実施機関）

徳島県県民環境部こども未来・青少年課

3 調査協力団体

市町村、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会

4 調査の時期

調査期日は、平成 26 年 8 月 1 日現在とし、調査期間は平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 8 月 30 日までとする。

5 調査の対象

調査期日において、徳島県に居住している次の掲げる世帯とする。

ア 母子世帯（児童扶養手当受給対象者（全部停止者含む）1300 世帯）

配偶者のない母が児童（20 歳未満で未婚の者）を扶養している世帯。

イ 父子世帯（児童扶養手当受給対象者（全部停止者含む）300 世帯）

配偶者のない父が児童（20 歳未満で未婚の者）を扶養している世帯。

ウ 寡婦（65 歳未満）200 世帯

現に配偶者のない女子であって、かつて母子世帯の母であった者。

6 調査の方法

ア 母子世帯、父子世帯

県は、市町村へ協力依頼を行う。市町村は、現況届のお知らせと一緒にアンケート調査票を調査対象となる各家庭へ郵送し、現況届提出時に持参してもらう。

アンケート調査票を持参していない者に対しては、返信用封筒を渡し、再度、調査票への記入の協力を依頼する。

イ 寡婦

県は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会に協力依頼を行う。同連合会は調査

票と返信用封筒を調査対象の会員等へ郵送し、調査票への記入の協力を依頼する。

7 調査票

別紙調査票のとおりとする。

8 調査結果の集計分析公表

県は、調査結果の集計・分析を行い、県ひとり親家庭等自立促進計画の中で公表する。

徳島県ひとり親家庭等実態調査票

記入上の注意をお読みになって、あてはまる答えの番号に○印をつけるか、数字を記入してください。

あなたやご家族のことについてお尋ねします。

問1 該当する世帯を選んでください。

- 1 母子家庭
配偶者のいない女性とその児童（20歳未満で未婚の者）がいる世帯です。他に同居している方（父母、兄弟姉妹など）がいる場合も対象です。
- 2 父子家庭
配偶者のいない男性とその児童（20歳未満で未婚の者）がいる世帯です。他に同居している方（父母、兄弟姉妹など）がいる場合も対象です。
- 3 寡婦
配偶者のない女性であって、かつて配偶者のない女性として児童を扶養していたことのある方です。

問2 あなたのお住まいはどこですか。

- | | | | |
|--------|--------|----------|----------|
| 1 徳島市 | 2 鳴門市 | 3 小松島市 | 4 阿南市 |
| 5 吉野川市 | 6 阿波市 | 7 美馬市 | 8 三好市 |
| 9 勝浦町 | 10 上勝町 | 11 佐那河内村 | 12 石井町 |
| 13 神山町 | 14 那賀町 | 15 牟岐町 | 16 美波町 |
| 17 海陽町 | 18 松茂町 | 19 北島町 | 20 藍住町 |
| 21 板野町 | 22 上板町 | 23 つるぎ町 | 24 東みよし町 |

問3 あなたの年齢は、おいくつですか。

歳（平成26年8月1日現在）

問4 お子さんは何人ですか。

- | | | | | | | |
|--------------|---|---|--|---------------------|---|---|
| 通園していない乳児、幼児 | <input style="width: 40px;" type="text"/> | 人 | | 保育園児、幼稚園児
認定保育園児 | <input style="width: 40px;" type="text"/> | 人 |
| 小学生 | <input style="width: 40px;" type="text"/> | 人 | | 中学生 | <input style="width: 40px;" type="text"/> | 人 |
| 高校生 | <input style="width: 40px;" type="text"/> | 人 | | 短大、大学生 | <input style="width: 40px;" type="text"/> | 人 |
| その他の学生 | <input style="width: 40px;" type="text"/> | 人 | | 仕事をしている子ども | <input style="width: 40px;" type="text"/> | 人 |
| その他 | <input style="width: 40px;" type="text"/> | 人 | | | | |

問5 世帯について該当する番号を選んでください。

※ 世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり、または、独立して住居を維持し、生計を営む単身者をいいます。

- 1 あなたとお子さんからなる世帯
- 2 あなたとお子さんと他の世帯員からなる世帯
- 3 単身

問6 問5で2と回答した方にお尋ねします。同居の他の世帯員はどなたがいらっしゃいますか。(○印はいくつでも)

- 1 父 2 母 3 義父 4 義母 5 祖父 6 祖母 7 兄弟姉妹
- 8 その他 ()

問7 ひとり親世帯となられたのは、あなたが何歳の時ですか。

→ 歳

また、そのとき末のお子さんは何歳でしたか。

→ 歳

問8 ひとり親となられた原因は、次のどれですか。

- 1 死別 2 離婚 3 未婚の母又は父
- 4 遺棄 (夫婦が同居・協力・扶助義務を果たしていない状態)
- 5 その他 (DVによる別居など)

問9 ひとり親世帯になられた当時、生活上困ったことは何でしたか。2つまで選んでください。

- 1 経済的に困った 2 就職 3 育児 4 家事 5 住宅
- 6 精神的な寂しさ 7 相談相手がいなかったこと
- 8 自分や家族の健康のこと 9 その他 ()
- 10 特になかった

住居のことについてお尋ねします。

問10 あなたの現在の住居は次のどれにあたりますか。

- 1 持家 2 借家 (アパートを含む。) 3 間借 4 親族の家に同居
- 5 公営住宅 6 社宅 7 母子生活支援施設 8 住み込み
- 9 その他 ()

問11 借家、公営住宅などにお住まいの方にお尋ねします。
1か月の家賃の額はいくらですか。

円

問12 公営住宅に入居していない方にお尋ねします。
公営住宅への入居を希望しますか。

- 1 はい 2 いいえ

問13 問12で「いいえ」と回答した方にお尋ねします。
公営住宅への入居を希望しない理由は次のどれですか。

- 1 集合住宅での人間関係が不安 2 希望する場所がない
3 その他 ()

仕事についてお尋ねします。

問14 ひとり親世帯になる前のあなたの仕事の形態は次のどれですか。

- 1 未就労 2 自営業（家族従業員を含む。） 3 常用勤労者
4 派遣社員 5 臨時・パート 6 その他 ()

問15 現在のあなたの仕事の形態は次のどれですか。

- 1 未就労 2 自営業（家族従業員を含む。） 3 常用勤労者
4 派遣社員 5 臨時・パート 6 その他 ()

問16 問15で「未就労」と回答した方にお尋ねします。
未就労の理由は何ですか。

- 1 病弱 2 子どもの養育 3 適当な職がない 4 経済的に困らない
5 就労のため技術・技能の習得中 6 その他 ()

問17 問15で「未就労」と回答した方にお尋ねします。
あなたは今後仕事を持ちたいと思いますか。(○印はひとつ)

- 1 いま仕事を探している 2 仕事を持つつもりはない
3 いずれ仕事を持ちたい 4 分からない

問18 問17で、「仕事を探している」「仕事を持ちたい」と回答した方にお尋ね
します。
では、どのような形態の仕事を持ちたいと思いますか。(○印はひとつ)

- 1 自営業 2 常用勤労者 3 派遣社員 4 臨時・パート
5 その他 ()

問19 問17で「仕事を探している」「仕事を持ちたい」と回答した方にお尋ねします。
主にどのような方法で仕事を探しますか。(〇印はひとつ)

- 1 公共職業安定所（ハローワーク）の紹介
- 2 マザーズコーナー ※P15 ㊶参照
- 3 母子家庭等就業・自立支援センター（母子寡婦福祉連合会）の無料職業紹介
- 4 母子自立支援プログラム ※P15 ㊷参照
- 5 友人・知人の紹介
- 6 家族や親戚の紹介
- 7 新聞などの求人広告
- 8 企業の募集のチラシ
- 9 インターネット
- 10 その他（ ）

問20 問17で「仕事を探している」「仕事を持ちたい」と回答した方にお尋ねします。
仕事の内容（職種）は、次の中のどれを希望しますか。(〇印はひとつ)

- 1 専門的・技術的職業（医師、看護師、保健師、保育士、教員など）
- 2 管理的職業（会社や団体の役員など）
- 3 事務（一般的事務のほか、外勤事務を含む）
- 4 販売（商品の販売、店主、店員、セールスなど）
- 5 運輸・通信（トラック運転手・助手、荷役などの作業員、通信従事者など）
- 6 技能的職業（製造、加工、組立、修理、建設などの従事者など）
- 7 サービス業（飲食店、理容・美容店、接客やサービス業従事者、保安など）
- 8 その他（ ）

問21 仕事をお持ちの方にお尋ねします。
仕事の内容（職種）は、次の中のどれにあてはまりますか。(〇印はひとつ)

- 1 専門的・技術的職業（医師、看護師、保健師、保育士、教員など）
- 2 管理的職業（会社や団体の役員など）
- 3 事務（一般的事務のほか、外勤事務を含む）
- 4 販売（商品の販売、店主、店員、セールスなど）
- 5 運輸・通信（トラック運転手・助手、荷役などの作業員、通信従事者など）
- 6 技能的職業（製造、加工、組立、修理、建設などの従事者など）
- 7 サービス業（飲食店、理容・美容店、接客やサービス業従事者、保安など）
- 8 その他（ ）

問22 仕事をお持ちの方にお尋ねします。
いまの仕事は、主にどのような方法で探しましたか。
(〇印はひとつ)

- 1 公共職業安定所（ハローワーク）の紹介
- 2 マザーズコーナー ※P15 ㊶参照
- 3 母子家庭等就業・自立支援センター（母子寡婦福祉連合会）の無料職業紹介
- 4 母子自立支援プログラム ※P15 ㊷参照
- 5 友人・知人の紹介
- 6 家族や親戚の紹介
- 7 新聞などの求人広告
- 8 企業の募集のチラシ
- 9 インターネット
- 10 その他（ ）

問23 仕事をお持ちの方にお尋ねします。
あなたの普段の帰宅時刻は何時頃ですか。(自宅での営業の方は終業時刻)

- 1 午後5時前 2 午後5時から6時まで 3 午後6時から7時まで
4 午後7時から8時まで 5 午後8時から9時まで 6 午後9時以降
7 交替勤務のため一定せず 8 その他 ()

問24 仕事をお持ちの方にお尋ねします。
あなたの1週間の平均就業時間は何時間ですか。

時間

問25 仕事をお持ちの方にお尋ねします。
あなたは現在転職したいと思っておりますか。思っている方はその理由を2つまで選んでください。
思っていない方は10を選んでください。

- 1 収入が少ない 2 勤務先が遠い 3 勤務時間が長い 4 仕事がつらい
5 自分に向いていない 6 休みが少ない 7 休みが取りにくい
8 職場の人間関係がうまくいかない 9 その他 ()
10 今のところ転職する気持ちはない

問26 仕事をお持ちの方にもそうでない方にもお尋ねします。
就職や転職するには、資格や技術の取得が必要だと思いますか。

- 1 そう思う 2 そう思わない (理由)

問27 仕事をお持ちの方にもそうでない方にもお尋ねします。
あなたは現在、どのような資格や技術を持っていますか。

- 1 調理師 2 理・美容師 3 保育士 4 看護師・准看護師
5 理学療法士 6 作業療法士 7 訪問介護員 (ホームヘルパー)
8 介護福祉士 9 介護支援専門員 (ケアマネージャー) 10 医療事務
11 簿記 12 パソコン 13 その他 ()

問28 現在、資格や技術をお持ちの方にお尋ねします。
現在お持ちの資格や技術は、今の仕事に役にたっていますか。

- 1 とても役にたっている 2 まあまあ役にたっている 3 役にたっていない
4 分からない 5 仕事をしていない

問29 仕事をお持ちの方にもそうでない方にもお尋ねします。
就職や転職のために取りたい資格や技術は次のどれですか。3つまで選んでください。

- 1 調理師 2 理・美容師 3 保育士 4 看護師・准看護師
- 5 理学療法士 6 作業療法士 7 訪問介護員（ホームヘルパー）
- 8 介護福祉士 9 介護支援専門員（ケアマネージャー） 10 医療事務
- 11 簿記 12 パソコン 13 その他（ ）

問30 仕事をお持ちの方にもそうでない方にもお尋ねします。
資格や技術を取得するには、今どんな困難がありますか。該当するものすべてを選んでください。

- 1 時間の余裕がない 2 経済的に余裕がない 3 方法がわからない
- 4 講習会場、学校などが遠い 5 子どもを見てくれる人がいない
- 6 その他（ ） 7 特にない

収入や生活状況についてお尋ねします。

問31 あなたの世帯の生計の主なものは何ですか。

- 1 あなたの収入 2 世帯員の収入 3 子ども、親、親戚の仕送り
- 4 養育費 5 年金、手当など 6 生活保護 7 その他（ ）

問32 あなたの世帯の年間収入はいくらですか。
（同居家族の収入、仕送り、年金、生活保護費、児童扶養手当などを含んだすべての収入額）

約 万円

問33 現在の生活状況はどうですか。

- 1 余裕がある 2 やや余裕がある 3 普通 4 やや苦しい
- 5 苦しい

問34 あなたの現在の社会保険の加入状況は、それぞれどれにあてはまりますか。

〔雇用保険〕

- 1 加入している 2 加入していない

〔健康保険〕

- 1 被用者保険に加入している 2 国民健康保険に加入している
3 加入していない

〔公的年金〕

- 1 被用者年金に加入している 2 国民年金に加入している
3 加入していない

問35 あなたの世帯の年間の医療費はどれくらいかかりますか。

約 円

問36 あなたやお子さんが病気の時、主に誰が世話をしてくれますか。

〔あなたが病気の時、あなたの世話は〕

- 1 子ども 2 その他の家族 3 実家・親戚 4 近所の人
5 友人・知人 6 公的機関の介護人 7 家政婦
8 その他 () 9 誰もいない

〔お子さんが病気の時、お子さんの世話は〕

- 1 あなた 2 家族 3 実家・親戚 4 近所の人 5 友人・知人
6 公的機関の介護人 7 家政婦 8 その他 ()
9 誰もいない

問37 就学前のお子さんをお持ちの方にお尋ねします。
平日の日中の保育は主に誰が行っていますか。

- 1 あなた 2 家族 3 実家・親戚 4 近所の人 5 保育所・幼稚園
認定こども園
6 その他 ()

問38 小学校低学年(1年～3年生)のお子さんをお持ちの方にお尋ねします。
放課後は主に誰が面倒をみていますか。

- 1 あなた 2 家族(祖父母等の大人) 3 家族(子どもの兄や姉)
- 4 実家・親戚 5 近所の人 6 友人・知人 7 放課後児童クラブ
- 8 その他() 9 誰もいない

問39 お子さんの進学はどこまでを考えていますか。あてはまるもの1つに○を
あてはまらない場合は「7 その他()」に記入してください。

- 1 中学校 2 高校 3 高等専門学校 4 短大 5 大学・大学院
- 6 専修学校・各種学校 7 その他()

養育費・面会交流についてお尋ねします。

問40 離婚した方及び未婚の方にお尋ねします。
お子さんの養育費のことで、誰か(どこか)に相談しましたか。該当するもの
をすべて選んでください。

- 1 親族 2 知人・友人 3 県・市町村窓口・母子自立支援員
- 4 母子寡婦福祉連合会 5 弁護士 6 家庭裁判所 7 民間団体
- 8 その他() 9 相談していない

問41 離婚した方及び未婚の方にお尋ねします。
養育費の取り決めをしましたか。

- 1 はい(文書あり) 2 はい(文書なし) 3 取り決めをしていない

問42 取り決めをしていない方にお尋ねします。
取り決めしていない理由は、次のどれですか。最も近い理由を1つ選んでく
ださい。

- 1 経済的に問題がないから 2 交渉がわずらわしいから
- 3 相手に支払う意志や能力がないと思ったから
- 4 相手に養育費を請求できるとは思わなかったから
- 5 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
- 6 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
- 7 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
- 8 相手と関わりたくないから 9 その他()

問43 離婚した方及び未婚の方にお尋ねします。
養育費の受給の状況について、該当するものを選んでください。

- 1 現在も受けている
- 2 受けたことがあるが現在は受けていない
- 3 受けたことがない

問44 養育費を現在も受けている又は受けたことがあるが現在は受けていない方にお尋ねします。
養育費の月額はいくらですか。

- 1 円
- 2 決まっていない

問45 養育費を現在も受けている又は受けたことがあるが現在は受けていない方にお尋ねします。
養育費の受給期間（現在も受けている方は取り決めの期間）はどれくらいですか。

- 1 子どもが 歳から 歳になるまで
- 2 現在も受給中であるが、期間は取り決めをしていない

問46 母子（父子）世帯になった理由を離婚と答えた方にお尋ねします。
あなたと離別された夫（妻）と子どもさんとの面会交流の取り決めをしましたか。

- 1 はい（文書あり）
- 2 はい（文書なし）
- 3 取り決めをしていない

問47 あなたと離別した夫（妻）と子どもさんの面会交流の実施状況についてあてはまるものを1つ選んでください。

- 1 現在面会交流を行っている
- 2 過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない
- 3 面会交流を行ったことがない

問48 問47で「面会交流を行っている」「面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」と回答した方にお尋ねします。
面会交流の頻度はどれくらいですか。

- 1 1年に回
- 2 年に1回

問49 問46で「取り決めをしていない」と回答した方にお尋ねします。
取り決めをしていない理由は何ですか。

- 1 面会交流の制度を知らなかった
- 2 相手と関わり合いたくなかった
- 3 相手が望まなかった
- 4 子どもが望んでいなかった
- 5 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった
- 6 その他（）

生活上の問題などについてお尋ねします。

問50 現在あなたは生活上、どのような不安や悩みをもっていますか。主なものを3つまで選んでください。

- 1 家計のこと 2 仕事のこと 3 住居のこと 4 家事のこと
 5 自分や家族の健康 6 子どもの養育 7 子どもの進学や就職
 8 子どもの行動 9 家族との人間関係 10 親戚・近所との人間関係
 11 老後のこと 12 相談相手がない 13 その他 ()
 14 特にない

問51 あなたは何か困った問題が起こった時、主に誰に相談しますか。3つまで選んでください。

- 1 親族 2 知人・友人 3 職場の同僚等 4 母子自立支援員
 ※ P14 ③参照
 5 民生委員・児童委員 6 県・市町村 7 母子会
 8 その他 () 9 相談相手が誰もいない
 10 相談しない

問52-1 母子家庭及び寡婦の方にお尋ねします。

次にあげる制度を知っていますか。また、利用したことがある方は、利用してみてどうでしたか。各項目ごとにあてはまる番号を選んでください。

	1. 利用している。または利用したことがある。	① 利用してよかった。	② あまり役に立たなかった。	2. 制度を知っているが、利用していない。	3. 制度を知らない。
①母子寡婦福祉資金貸付金制度を	1	a	b	2	3
②児童扶養手当を	1	a	b	2	3
③母子自立支援員制度を	1	a	b	2	3
④ひとり親家庭等医療費助成事業を	1	a	b	2	3
⑤ 母子家庭等就業・自立支援センター(徳島県母子寡婦福祉連合会)で実施している講習会を	1	a	b	2	3
⑥母子家庭等就業・自立支援センター(徳島県母子寡婦福祉連合会)で実施している相談事業を	1	a	b	2	3
⑦母子生活支援施設を	1	a	b	2	3

	1. 利用している。または利用したことがある。	① 利用してよかった。	② あまり役に立たなかった。	2. 制度を知っているが、利用していない。	3. 制度を知らない。
⑧ 母子家庭等日常生活支援事業を	1	a	b	2	3
⑨ 短期入所生活援助事業を (ショートステイ)	1	a	b	2	3
⑩ 夜間養護等事業を (トワイライトステイ)	1	a	b	2	3
⑪ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を	1	a	b	2	3
⑫ 母子家庭等高等技能訓練促進費等事業を	1	a	b	2	3
⑬ 母子自立支援プログラム策定事業を	1	a	b	2	3
⑭ ひとり親家庭こども自立支援事業を	1	a	b	2	3
⑮ 県営住宅の優先入居を	1	a	b	2	3
⑯ 職業的自立促進事業を	1	a	b	2	3
⑰ マザーズコーナーを	1	a	b	2	3
⑱ JR通勤定期の3割引を	1	a	b	2	3

※制度の概要につきましては、P14～P15に記載の「支援制度の概要」をご覧ください。

問5 2-2 父子家庭の方にお尋ねします。

次にあげる制度を知っていますか。また、利用したことがある方は、利用してみてどうでしたか。各項目ごとにあてはまる番号を選んでください。

	1. 利用している。または利用したことがある。	① 利用してよかった。	② あまり役に立たなかった。	2. 制度を知っているが、利用していない。	3. 制度を知らない。
② 児童扶養手当を	1	a	b	2	3
④ ひとり親家庭等医療費助成事業を	1	a	b	2	3
⑤ 母子家庭等就業・自立支援センター(徳島県母子寡婦福祉連合会)で実施している講習会を	1	a	b	2	3
⑥ 母子家庭等就業・自立支援センター(徳島県母子寡婦福祉連合会)で実施している相談事業を	1	a	b	2	3
⑧ 母子家庭等日常生活支援事業を	1	a	b	2	3

	1. 利用して いる。ま たは利 用した こと がある。	① 利用してよ かった。	② あまり役 に立 たな か つ た。	2. 制 度 を 知 る が、 利 用 し な い。	3. 制 度 を 知 ら な い。
⑨短期入所生活援助事業を (ショートステイ)	1	a	b	2	3
⑩夜間養護等事業を (トワイライトステイ)	1	a	b	2	3
⑪母子家庭等自立支援教育訓練給 付金事業を	1	a	b	2	3
⑫母子家庭等高等技能訓練促進費 等事業を	1	a	b	2	3
⑬母子自立支援プログラム策定事 業を	1	a	b	2	3
⑭ひとり親家庭こども自立支援事 業を	1	a	b	2	3
⑮県営住宅の優先入居を	1	a	b	2	3
⑯JR通勤定期の3割引を	1	a	b	2	3

※制度の概要につきましては、P14～P15に記載の「支援制度の概要」をご覧ください。

問53 問52の制度があることをどのようにして知りましたか。該当するものをすべて選んでください。

- 1 県、市町村や関連施設の窓口（窓口にあるパンフレットやポスターも含む）
2 母子自立支援員から ※ P14 ③参照 3 市町村の広報誌 4 母子会で
5 新聞（折込みを含む）・テレビなど 6 民生委員・児童委員から
7 知人・友人から 8 インターネット 9 その他（ ）

問54 今後どのような形で福祉施策の情報を受け取りたいと思いますか。2つ選んでください。

- 1 県、市町村や関連施設の窓口（窓口にあるパンフレットやポスターも含む）
2 母子自立支援員から ※ P14 ③参照 3 市町村の広報誌 4 母子会で
5 新聞（折込みを含む）・テレビなど 6 民生委員・児童委員から
7 知人・友人から 8 インターネット 9 メルマガ
10 その他（ ）

問55 今後、どのような施策をして欲しいと思いますか。3つ選んでください。

- 1 職業訓練の場や働く機会の増加
- 2 養育費の確保対策の充実
- 3 児童扶養手当等制度の充実
- 4 公営住宅の優先入居
- 5 家庭生活支援員派遣制度の充実 ※ P14 ⑧参照
- 6 夜間・休日・病児、病後児保育の充実
- 7 放課後児童クラブ（学童保育）の充実
- 8 仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実
- 9 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実
- 10 医療費制度の充実
- 11 母子寡婦福祉資金貸付金制度の充実 ※ P14 ①参照
- 12 母子寡婦福祉団体の活動強化
- 13 公的機関による連携・支援ネットワークの構築
- 14 その他（具体的に

その他、県、市町村に対するご意見、ご要望がありましたらご自由にお書きください。

お忙しいところ御協力ありがとうございました。

支援制度の概要

(調査票参考資料)

① 母子寡婦福祉資金貸付金制度

就労や就学などで資金が必要となったときに、修学資金、就学支度資金などの資金を無利子（一部1.5%）で貸付を行っています。市福祉事務所又は町村役場の窓口にご相談ください。

② 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。障害児は20歳未満。）を監護・養育している人に、所得に応じ、月額41,020円から9,680円までを支給しています。

③ 母子自立支援員制度

県及び市の福祉事務所にいる母子自立支援員が、様々な相談に応じ、自立のための支援や問題解決のお手伝いをしています。

④ ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭の父母、児童、父母のない児童が入院した場合、保険対象となった医療費のうち、入院時食事療養費を除く自己負担分を全額助成します。

※ただし、児童扶養手当受給水準（例：扶養1名230万円）の世帯に限ります。

市福祉事務所又は町村役場の窓口にご相談ください。

○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業（徳島県母子寡婦福祉連合会に委託）

徳島県母子寡婦福祉連合会（TEL088-654-7418）にお問い合わせください。

⑤ 講習会（就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー）

簿記、パソコン、介護職員初任者、医療事務の講習会を実施しています。

⑥ 相談（一般相談・特別相談）

母子自立支援員や、弁護士等の専門家が、様々な問題の相談に応じています。

一般相談：身上相談などの悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。

特別相談：法律相談については弁護士が、経営相談については中小企業診断士が専門的に助言相談を行っています。

⑦ 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分にできない場合に、子どもと一緒に利用できる施設です。

市福祉事務所又は東部保健福祉局、南部総合県民局、西部総合県民局にご相談ください。

⑧ 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、児童の世話などを行います。

市福祉事務所又は町村役場にご相談ください。

○ 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などで、家庭での養育が困難となった児童を、施設で一定の間、お預かりします。

市福祉事務所又は町村役場にご相談ください。

⑨ 短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者が社会的事由により家庭において養育できない場合

⑩ 夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者の仕事等が恒常的に夜間、休日にわたる場合

- ⑪ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その費用の2割(上限10万円)を支給します。受講しようとする講座について、受講開始前に受講対象講座として指定を受ける必要があります。
市福祉事務所又は東部保健福祉局、南部総合県民局、西部総合県民局にお問い合わせください。
- ⑫ 母子家庭等高等技能訓練促進費等事業
児童扶養手当受給水準の方で、看護師等の養成機関で2年以上修業する場合に、その一定期間(修業期間の全期間=上限2年)。月額10万円(もしくは7万500円)を支給しています。
市福祉事務所又は東部保健福祉局、南部総合県民局、西部総合県民局にお問い合わせください。
- ⑬ 母子自立支援プログラム策定事業
福祉事務所等の母子自立支援員が児童扶養手当を受給している方に、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得の取組等について状況を把握して、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携して仕事探しのお手伝いをします。
市福祉事務所又は東部保健福祉局、南部総合県民局、西部総合県民局、徳島県母子寡婦福祉連合会にご相談ください。
- ⑭ ひとり親家庭こども自立支援事業
ひとり親家庭のお子さんを対象に、福祉事務所等の母子自立支援員が面接を行い、お子さんの状況に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携して、きめ細やかな就業支援を行っています。
市福祉事務所又は東部保健福祉局、南部総合県民局、西部総合県民局、徳島県母子寡婦福祉連合会にご相談ください。
- ⑮ 県営住宅の優先入居
県営住宅の入居公募にあたって母子世帯等の別枠を確保し、母子世帯及び父子世帯の優先的な入居を図っています。
徳島県住宅供給公社(TEL088-653-6666)にお問い合わせください。
- ⑯ 職業的自立促進事業
母子家庭の母等(児童扶養手当受給者等で、公共職業安定所から受講指示または受講推薦を受けた方)を対象に、準備講習付訓練を各県立テクノスクールで実施しています。
各ハローワークにお問い合わせください。
- ⑰ マザーズコーナー
子育てをしながら就職を希望している方に、個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな相談を行っています。保育士にお子さんを見てもらいながらゆっくり相談できます。
ハローワーク徳島マザーズコーナー(徳島駅クレメントプラザ 5F TEL 088-611-1211)
- ⑱ JR通勤定期の3割引
児童扶養手当を受けているひとり親世帯や生活保護世帯の方がJRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。
市役所又は町村役場にお問い合わせください。

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方への制度等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を徳島県のホームページに載せておりますので、お役立てください。

ホームページアドレス : <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010091500035/>

3 徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

1 設置目的

母子及び寡婦福祉法第12条の規定に基づく、「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定にあたり、関係者の意見を計画に反映させるため、「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」（以下「委員会」）という。」を設置する。

2 所掌事務

委員会は、「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」に関する事項について、意見を述べる。

3 組織

- (1) 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。
- (3) 委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- (4) 委員長は会務を総理し、委員会を代表し、委員長が招集する。
- (5) 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (6) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 庶務

委員会の事務局は、徳島県県民環境部こども未来・青少年課に置く。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は平成26年4月1日から施行する。

別表

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員

(氏名50音順, 敬称略)

氏名	役職名等	備考
いせ えつこ 伊勢 悦子	徳島県民生委員児童委員協議会 会長	社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員
かねしま あけみ 金島 朱実	徳島県母子自立支援員連絡協議会	
かねまつ ふみこ 兼松 文子	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会 事務局次長	
かみじ だいざぶろう 上地 大三郎	弁護士(上地法律事務所)	社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員
きし いちろう 岸 一郎	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 会長	社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員
さとう けいこ 佐藤 桂子	徳島労働局職業安定部職業対策課 課長補佐	
しいの たけのり 椎野 武徳	学識経験者	社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員
(H26.3.12~H26.5.21) まつたに はつせ 松谷 ハツセ (H26.5.22~H27.3.31) ふくの のぶえ 福野 伸江	公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会 会長	社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員
やまき きんじ 山崎 健二	徳島県児童養護施設協議会 監事	社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員